



**アムンディ
グローバル責任投資方針**

April 2026

目的および範囲

目的

本書は、アムンディが責任ある資産運用会社としてのコミットメントを投資と業務運営でいかに実践しているかを詳述するものです。グループCEOが議長を務めるESG・気候戦略委員会で決定された「グローバル責任投資方針」の主要な構成要素を示し、アムンディの戦略的方向性について概説します。

適用範囲

該当するセクションで明示されない限り(例、「除外方針と実施最低基準」)、ここで述べられる一連の方針およびプロセスは、アムンディ・グループの各法人が運用する全資産に適用されます。

なお、以下のグループ関係・関連会社では、本責任投資方針の一部または全部が適用されません(詳細については、各社方針をご参照ください)。

- ABC-CA Fund Management Company-
Amundi-ACBA Asset Management
- KBI Global Investors Ltd
- NH-Amundi Asset Management
- SBI Funds Management Limited
- Wafa Gestion*

最終更新日: 2026年4月

*ABC-CA Fund Management Company、Amundi-ACBA Asset Management、NH-Amundi Asset Management、SBI Funds Management Limited、Wafa Gestionはアムンディの合併事業です。

内容

目的および範囲	2	5 責任投資戦略を支えるスチュワードシップ	24
1 責任ある投資家としての方針	4	5.1 目的と基本方針	24
2 責任投資のための組織	6	5.2 エンゲージメント・テーマと実践	25
2.1 責任投資部門	6	5.2.1 エンゲージメントの進捗状況の測定とモニタリング	25
2.2 意思決定プロセス	7	5.2.2 エスカレーション	25
3 ESGリスクと機会の評価	8	5.3 議決権行使	26
3.1 独自アプローチ	8	6 投資プロセスへのサステナビリティ統合	27
3.2 ESG評価における基本方針	9	6.1 基本的な考え	27
3.2.1 ESGレーティング：コーポレート	10	6.2 アクティブ運用	27
3.2.2 ESGレーティング：ソブリン	11	6.3 責任ある外部マネジャー選定	28
3.2.3 その他の証券・発行体	11	6.4 責任ある外部ファンド選定	29
3.3 ESGコントラバシーのモニタリング	11	6.5 リスク管理	29
3.4 気候関連指標とレーティング	12	7 情報開示	30
3.5 生物多様性の指標とレーティング	13	7.1 ファンド認証制度と情報開示	30
3.6 サステナビリティ・リスクおよびサステナブル・インベストメントフレームワーク	13	7.2 EUでの関連法令に基づく開示	30
3.7 ESG原データ、外部ESGスコア、およびESGデータ・プロダクト利用に関する開示	14	8 資産運用業界の発展に向けて	31
4 除外方針と実施最低基準	15	8.1 業界市場団体への積極的な参加	31
4.1 国際条約に関連する規範的除外	16	8.2 学界との連携	32
4.2 セクター別方針	17	9 補足情報	33
4.2.1 化石燃料	17	9.1 除外方針の適用範囲	33
4.2.2 タバコ	19	9.2 除外方針の適用実施	36
4.2.3 兵器	20	9.3 ESG評価基準とウエイト付け	37
4.3 ソブリン債	21	9.4 トランジション・スコア算出手法	39
4.4 人権に関する方針	21	9.5 ESGインテグレーションにおける長年の実績	40
4.5 生物多様性と生態系サービスに関する方針	22		

1.責任ある 投資家としての方針

2010年の設立以来、アムンディは責任投資を基本理念の一つとしています。責任投資は、アムンディのコアにある価値観のひとつであり、資産運用への取組みにおいて不可欠な要素です。

アムンディの親会社はフランス最大の銀行・保険会社であるクレディ・アグリコルです。100年以上前に農業組合のメンバーによって設立されたクレディ・アグリコルは発展を続け、今日では主要な金融機関のひとつに認められています。クレディ・アグリコルは「顧客と社会のために日々努めるパートナーたること」というパーパス、すなわち、存在意義を掲げています。この考えのもとで私たちが目標としているのは、顧客と経済の双方に影響を与える社会的・環境的課題に配慮しながら、顧客に長期的な価値を提供することです。

この「ESGインテグレーション」の根底にあるのは、持続可能性という視点を堅持することによって、規制への対応や社会からの信頼に関わるリスクに対処しながら、発行体は経営効率を向上させ、より良く成長を遂げられるという揺るぎない考えです。このような統合思考によってこうした課題を一体として捉えることができれば、受託者責任を全うしながら責任ある投資家としてのコミット

メントを果たし、財務や事業活動、社会的評価などの長期的なリスクをより深く考察することができるのです。

当社のESG分析とレーティング手法は、ダブル・マテリアリティの考え方を採用しています。持続可能なリターン¹を創出することを目指し、顧客利益のために投資判断を行うためには、環境・社会と投資対象との相互関係が重要であると考えます。つまり、当社分析のねらいは、ESG要素が企業価値に対していかに重大な影響を与える可能性があるかをみることだけではありません。経済活動全体を大きく左右し、ひいては運用するポートフォリオにも影響が波及し得るような環境や社会、人権などの問題に企業がいかなるインパクトを与えるかも評価²することを意味します。

こうした考え方は、当社の運用とスチュワードシップ活動、幅広いプロダクトとソリューションの開発、ならびに、顧客をサポートするために展開するアドバイザリーやサービスに反映されています。

世界をリードする責任ある資産運用会社を目指して

長期的な価値創造と持続可能なリターンの創出は、短期的な財務・会計指標の改善を超えるものであると私たちは考えます。アムンディは、この信念に基づき、気候変動、自然資本の保全、社会的結束といったサステナビリティに関わる主要な事項を投資哲学と投資実務の中に組み込んでいます。社会のさまざまな事業が力をあわせて、こうした課題に対処し、だれもが協働するエコシステムを維持できるよう資本の効率的配分に努めるなかで、当社のサステナビリティへの取り組みもその一端を担うものだと捉えています。投資家としてより高い目標を掲げるだけでなく、投資先企業のESGへの取り組みを向上させることも当社の役割であり、社会への貢献の重要な部分です。

責任ある長期投資家であることによってリスクの捉え方も包括的になり違いが生まれます。リスクは多面的であり様々な時間軸で作用するものですが、長期的な視点に立ち投資するうえでは、有利に働くと私たちは考えます。アムンディの運用チームは、市場リスクだけでなく、信用リスク、流動性リスク、レピュテーション・リスク、さらに発行体の活動から生じるESGリスクも考慮にいれています。そして、これを支えるのが、独立したリスク部門と責任投資部門です。責任投資部門は、専門的なリサーチを利用して、ポートフォリオに影響を与える可能性があるESGリスクについて独自の詳細な分析を提供しています。

1 持続可能なリターンとは、より高い基準でリスクをコントロールし運用成果の持続を目指すことを意味します。

2 特定の戦略で分析やレーティングが投資判断にどのように統合されているかについての具体的な情報は、当社のプロダクト別ディスクロージャーをご参照ください。

アムンディでは、投資行動と組織の全体としてESGを統合³することを目的に初めて設定した3か年ESGアクションプランが2021年に完了しました。この計画で具体化したのが、すべてのオープンエンド型アクティブ運用ファンド⁴でESGパフォーマンス目標を設定すること、加えて、エンゲージメントと議決権行使を通じた投資先企業との対話において体系的にESG要素を反映することです。

2018～21年の計画を終えたあと、2021年12月にアムンディは2022～25年における新たなアクションプランを策定し、環境における「公正な移行」へのコミットメントをさらに強化することを発表しました。このESG Ambitions 2025では、以下の3つの目標を掲げています。

- 責任ある投資として、より高い目標を掲げる資産形成ソリューションの提供
- 「2050年までのネット・ゼロ実現」に向けて実効性ある戦略策定を促すエンゲージメント対象企業の大幅拡充
- 自らが掲げる新たな目標を従業員および株主との間で共有

責任投資における目標に対してアムンディは、各部門にESG専門リソースを配して組織全体でその実現を目指しています。

ESG Ambition 2025の詳細については、Universal Registration Documentをご覧ください⁵。

3 投資分析と投資判断にESG課題を明示的かつ体系的に組み入れること(責任投資原則-PRI)。

4 技術的に可能な場合に実施。なお、対象外のケースにはつぎの場合が含まれます：限定的な範囲でアクティブ運用を実施するファンド(=[「バイ・アンド・ウオッチ」型ファンド、証券化ビークル、不動産やヘッジファンド)、運用がアムンディの投資プラットフォームで行われない、ないしは、外部委託されるファンド、インデックスへの連動性が高いファンド、投資対象のESGレーティング・カバレッジが限られているファンド、ファンド・ホスティング・プラットフォーム(外部マネジャー向けファンド設定・管理サービス)上の商品

5 <https://about.amundi.com/regulated-information>を参照ください。

2.責任投資のための組織

2.1 責任投資部門

アムンディは責任投資に特化した部門を設け、ESGに関する分析調査やスコアリング手法開発、レーティングや各種指標、並びに定性分析などを提供するうえでの専門性を集約しています。また、この部門は、グループを横断し運用拠点や営業部門に対してリサーチやサポートを提供し、ナレッジ・トランスファーを実施しています。部門のメンバー全員が投資の実務者と協働しながら必要に応じ、ESGを投資戦略やプロセスに統合させています。責任投資部門は5つのチームに分かれています。スタッフは北米、欧州、アジア太平洋地域で活動しており、その大半はパリをベースにしています。

ESGリサーチ・エンゲージメント・議決権行使

このチームはパリ、ロンドン、シンガポール、北京、東京のオフィスで活動しており、多様なバックグラウンドを持つ40名以上のスタッフが在籍しています。

ESGアナリストは、主要なESGトピックについて、各セクターや主要な投資対象(発行体であるソブリン、コーポレート、ならびにグリーン・サステナブル・ボンド等)をモニターしています。持続可能性に関わるリスクと機会とあわせて、サステナビリティに悪影響をおよぼす諸要因へのエクスポージャーを評価した上で社内のESGスコアリング・システムで使用されるKPI⁶とウェイトを決定します。また、各ESGアナリストは、チーム内で分掌するセクターやテーマに特化してリサーチとエンゲージメントを実施します。各セクターやテーマにはリーダーが置かれ、それぞれの活動を統括しています。

また、議決権行使やガバナンスに関連する対話を専門に行うガバナンス・スペシャリストのチームとも連携しています。アムンディが顧客に代わり投資する企業の株主総会での議決権はこのスペシャリストによって行使されます。

ESGおよびコーポレート・ガバナンスのアナリストは、ESGへの取り組みと環境・社会に対する影響を改善させるために企業とのエンゲージメントを実施し、常に対話を続けることを目指しています。チームのメンバーは、ファンドマネジャーや財務アナリストと積極的に協働しながら、運用プラットフォーム全体でより高く目標を掲げ影響力あるエンゲージメントを行うカルチャーを醸成することをはじめとして、グループとしてESGのノウハウや専門性を高めることに努めています。

ESG手法・ソリューション

クオンツ・アナリストと金融エンジニアで構成されるこのチームは、ESGリサーチチームやグローバルデータ管理チームと協働して、アムンディ独自のESGスコアリング・システムの開発とメンテナンスを担当しています。ESGデータ上の問題解決とスコア開発をリードしながら、財務アナリストやポートフォリオ・マネジャーがESGや持続可能性を取り入れて投資判断を行えるようにするとともに、サステナビリティ関連情報であるESGレーティング、気候データ、インパクト指標、コントラバシー等をプロダクトに統合し、ESGビジネス開発チームが画期的な運用ソリューションを創り出すための土台を提供しています。さらに、アムンディのポートフォリオ管理システムや顧客レポートシステム向けのESG分析ツール開発や実装を管理するほか、顧客指定のESG基準による除外ルールの適用も担当しています。

ESGビジネス開発およびアドボカシー

パリ、ミュンヘン、ミラノ、ボストン、東京、香港にメンバーを配したこのチームは、運用プラットフォームやマーケティング部門と連携しながら、顧客セグメントや地域を横断して、投資家のニーズや課題にマッチする責任投資手法を開発し、ソリューション提供を支援する役割を担っています。また、アムンディの全顧客とビジネスパートナーに責任投資に関する専門知識や助言、サービスを提供しています。同時に責任投資に関する社内外の啓蒙活動に参画するとともに、この分野でアムンディが関わるイニシアティブを管理するほか、顧客や社員向けの研修プログラムも開発しています。

6 KPI=Key Performance Indicator

ESG規制対応

責任投資部門でESG規制に関わる事項を分掌しています。将来の規制から受ける影響を予見し、アムンディの事業展開をサポートするとともに、責任投資のフレームワークを継続的に強化する金融セクターの取り組みに参画しています。

ESG COOオフィス

ビジネス、予算、IT開発、監査、プロジェクト等の責任投資部門における活動をモニターするダッシュボードの作成、複数部署が関連する主要なプロジェクトの管理など、責任投資部門とグループのサポート機能との間で調整を行い、効率的に案件を進めることを担当しています。

2.2 意思決定プロセス

責任投資戦略は経営トップを交えて議論され、複数の専門委員会では意思決定が行われます。責任投資部門を通じて、これらの機関は相互に連携し、また、議事に関わる全ての事業部門と定期的に情報を交換しています。責任投資の運営に当たっては次の4つの委員会が設置されています。

ESG・気候戦略委員会

グループCEOが議長を務めるこの委員会は毎月開催され、ESGインテグレーション、持続可能性、気候問題についてアムンディ・グループの戦略的方向性を定め、運用に適用される責任投資と気候に関する方針を決定・承認します。委員会の目的は次の通りです。

- 気候変動・責任投資に関わる戦略策定、執行状況の監督
- 「グローバル責任投資方針」に定める主要な戦略的方向性の承認
- 主要な戦略的プロジェクトの監督

ESGレーティング委員会

チーフ・レスポンシブル・インベストメント・オフィサーが議長を務め、運用プラットフォーム、リスク、コンプライアンス各部門のシニア・マネジャーで構成されます。次の目的のために月次で開催されます。

- 発行体に関するすべてのサステナビリティ評価手法の承認
- 除外方針やセクター別方針の点検と適用ルール承認
- ESGレーティングに関する個別の事案を検討し対応を決定、必要に応じ、新たなESG課題を提起

議決権行使委員会

責任投資を担当する経営委員会メンバーが議長を務めるこの委員会は月次ないし臨時で開催されます。この委員会で毎年、議決権行使方針が承認されます。

- 特殊な議案を含む総会での議決権行使判断への助言(各参加者より専門的知見を踏まえた意見を聴取)
- 議決権行使方針⁷およびその実施ルールの承認
- 議決権行使に関する定期開示の取りまとめ

責任投資委員会

チーフ・レスポンシブル・インベストメント・オフィサーが議長を務め、運用プラットフォーム、責任投資、マーケティング、リスク、監査、コンプライアンス部門のシニア・マネジャーで構成されます。次の目的のために月次で開催されます。

- ESGメインストリーム化やネットゼロ、インパクト等の社内ポリシー、ないしは、PAI(サステナビリティに有害な影響を与える事業)やタクソノミーなど規制対応のためにポートフォリオで行うESG統合手法の妥当性承認
- サステナブルファイナンス規制上(SFDR、AMF)のプロダクト分類基準や原則の承認

⁷ KBI Global Investors LtdやJV(合弁会社)の議決権行使方針は対象外です。JVについては2ページを参照ください。

3.ESGリスクと機会の評価

3.1 独自アプローチ

ESG分析とは企業全体を総合的に理解することであり、自分たちが創造する価値を高めるものであるとアムンディは考えています。このビジョンに基づき、ESGに関するリスクと機会を評価するアムンディ独自のフレームワークが確立されており、これに加えて、気候関連の課題やサステナビリティ・リスクに関して社内で多様な手法や指標が活用されています。

ESGと責任投資においてアムンディは普遍的に高い理想を掲げ、現実的な実行可能性を踏まえるアプローチを取っています。

企業を始めとする発行体とエンゲージメントを実施する際にはESG課題に関する重要な参考情報を得ることができます。

ESG分析・スコアリング手法は、ベスト・イン・クラスの考え方に基づいています。経済全体のためになると私たちが考える優れた取り組みを広めるために、社内外のリサーチを活用し、ESG課題についてセクターごとに発行体の取り組みを比較し、そのなかでベストとワーストを見分けます。ESGスコアを通じて、それぞれのセクターに関連するESG評価基準で企業を選択できるだけでなく、

そして、ESGスコアを補完するのが、コントラバシー・リスク判定、気候変動や生物多様性の指標やレーティング、アムンディが適用を受ける法令の要請に戻づく数値など様々な項目です。

責任投資部門は、ファンドマネジャーの投資判断のために社内の多様な手法を通じて次のデータや情報を提供しています。



ESGスコアの算定においてアムンディの評価プロセスでは、外部データ提供機関からのデータに基づく定量的手法とESGアナリストによる詳細な定性分析が組み合わせられています。

以下の主要なデータ・プロバイダーからインプットとして取得するのは、ESG関連のスコアやコントラバシー分析、そのほか関連する情報です。そして、これらのデータを活用して、独自にESGスコアおよびレーティングを算出し、コントラバシーに伴うリスク評価を実施するとともに、顧客が指定する投資除外要件への対応を行います。



出所: Amundi 2025年3月現在

このような外部データを活用するメリットには、次の点があります。

— データ提供機関が対象とする範囲は、地域やセクター、アセットクラスで違いがあることから、それぞれ異なる領域を組み合わせることにより、全体として発行体のカバレッジを拡大できる

- 同じ事項であってもプロバイダーによって取り扱い方が異なるため、ESGに関連する重要な論点や発行体の取組みについて総合的な見方ができる
- データ提供機関はそれぞれ異なるスケジュールで評価を更新することから、より高い頻度で最新の分析を取得できる

3.2 ESG評価における基本方針

当社のESG分析・レーティング手法は、ダブル・マテリアリティの考え方を採用しています。分析では、いかにESG要素が企業価値に重大な影響を与え得るかだけでなく、経済活動を左右する要因やわれわれのポートフォリオにまで波及する可能性もある環境や社会への影響を企業がいかに引き起こすかを評価することを意図しています。したがって、アムンディでは、従来の財務指標だけでなく、E、S、Gのすべての要素にわたって投資先企業を常にモニターし、業績の悪化や顧客の運用成果に影響が及ぶよりも早く問題点や懸念事項を発見するよう努めています。

自社で開発し一元管理しているESG分析フレームワークとスコアリング手法を用いて、アムンディは、独自の考えに従い定義した一貫したやり方で組織全体として責任投資に取り組んでいます。その考え方は、国連グローバル・コンパクト(UNGC)、経済協力開発機構(OECD)のコーポレート・ガバナンス原則、国際労働機関(ILO)の勧告など世界共通の規範に基づいています。

アムンディでは中心となるふたつESGスコアリング手法が構築されており、それぞれ上場証券の発行体であるコーポレートとソブリンを対象としています。さらに、これらを補完するものとして、個別ニーズへの対応のほか、実物資産や資金用途を特定する債券など個別の資産クラスや金融商品向けに開発された手法もあります。

ESGレーティングや関連する評価、そのほかサステナビリティに関わる追加的な指標は、ポートフォリオ管理システム上で全ファンド・マネジャーに利用可能です。これにより、持続可能性に関する事項を投資判断に取り入れ、そのために必要な運用制約をポートフォリオに適用することが可能になっています。

3.2.1 ESGレーティング:コーポレート

アムンディの分析フレームワークは、企業の行動を環境、社会、ガバナンス(ESG)の3つの側面から評価するように設計されています。アムンディは、サステナビリティ・リスクや持続可能性への影響⁸を含めて、個々の企業がいかなるESGリスクにさらされ、また、機会を有しているか、また、それぞれのセクターでこれらの課題にどのように対処しているかを評価しています。

企業のESG分析は「ベスト・イン・クラス」のアプローチに基づいて行われます。各発行体が属するセクターの平均を基準に定量スコアで評価され、アムンディの考えるベストとワースト・プラクティスに区別されます。評価は外部から入手した非財務データと発行体のセクターや持続可能性に関連するテーマに関する定性分析の

組み合わせで行われます。定量スコアは、ベスト・プラクティスのAからワーストのGまでの7段階のレーティングに変換されます。そして、アムンディの方針として、Gレーティングの企業は投資ユニバースから除外されます⁹。

アムンディのESG分析フレームワークは38の評価基準で構成されており、そのうち17項目はセクターを問わず全ての企業に共通するものであり、21項目はセクターに固有なものです。これらの基準は、持続可能性の課題が発行体にどのような影響を与える可能性があるか、また、これらの課題に対するマネジメントの質を評価するために設計されています。そして、持続可能性への影響やその緩和措置の内容も考慮されます。

ESG分析フレームワーク

環境	社会	ガバナンス
GHG排出とエネルギー効率 ●	職場の安全衛生管理 ●	取締役会の構成 ●
グリーンビジネス ●	人的資本管理・労働慣行 ●	監査と内部統制 ●
グリーン・エネルギー ○	労使関係 ●	役員報酬 ●
グリーン・カー ○	サプライチェーンでの人権・労務管理 ●	株主権の保護 ●
グリーン・ケミストリー ○	製品・顧客への責任 ●	企業倫理 ●
持続可能な建設 ○	製品開発過程での生命倫理 ○	税務慣行 ○
責任ある森林資源管理 ○	責任あるマーケティング ○	ESG統合経営 ●
紙リサイクル ○	健康志向の製品 ○	
グリーン投融資 ○	タバコに関連するリスク ○	
グリーン保険 ○	車輛の安全性 ○	
水資源管理 ●	乗客の安全 ○	
生物多様性・環境汚染 ●	責任あるメディア ○	
包装・エコデザイン ○	データ・セキュリティ、プライバシー ○	
サプライチェーンでの環境配慮 ●	地域社会への貢献と人権 ●	
	デジタルデバイド ○	
	医療へのアクセス ○	
	金融サービスへのアクセス ○	

●:全セクター共通基準 17項目
○:セクター別基準 21項目

出典 アムンディ

正しくESG分析を行うには、事業やセクターの活動に従い最も重要な事項に焦点を絞る必要があります。個々のESG評価基準に対するウェイト決定とその基礎となるKPIの選択は当社のESG分析フレームワークの大切な要素です。ESGアナリストはセクター毎にKPIを選択し、最も重要と判断される項目のウェイトを決定します。ある企業がESG評価の一項目で直面するリスクが高く重要であると判断した場合、ESGアナリストは、その項目における対象企業の取り組み方をより厳しく評価します。各セクターにおけるE、S、G評価基準のウェイトに関しては補足情報9.3を参照ください。

ESGレーティングはアナリストが割り当てたESG評価基準とウェイトに基づき、外部データ・プロバイダーから入手したデータを組み合わせて算出されます。計算プロセスの各段階でデータは、元の尺度に関係なくデータを比較するためにZスコア¹⁰に変換

(正規化)されます。最終段階で各企業に対して概ね-3から+3でESG総合スコア¹¹とAからG(Aがベスト、Gがワースト)の間でレーティングが付与されます。レーティングDは平均スコア(-0.5~+0.5)に相当し、それぞれのアルファベットで平均からの乖離度合いを表現しています。ESGレーティングは「セクター・ニュートラル」であり、いずれのセクターも特別に有利・不利に評価されることはありません。

アムンディでは、ひとつの発行体に対してひとつのスコアを割り当て、資本を構成する全ての証券に適用しています。ESGアナリストは、事業環境や政策の変化、重要なESGリスクの顕在化、大きな影響がある事象の発生などに対応するためESG分析やレーティング手法を見直しています。

8 サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンスに関する事象や状態のなかで、それが発生した場合に投資価値に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるものを意味します。持続可能性に対する影響とは、サステナビリティの諸要因に負の影響を及ぼすような投資判断のインパクトを指します。

9 除外方針の適用範囲の詳細については、補足情報9.1をご参照ください。

10 Zスコアは、正規分布に従う母集団で値を比較するための方法で、セクター平均と発行体の値の差を標準偏差で除した値です。各発行体にはセクターの平均を中心に標準化されたスコアが付与され、それぞれのセクターで考えられるベストとワースト・プラクティスに分けられます。

11 ESGスコアは本来定量的なものです。スコアが発行体のESGへの取組み状況を反映していないと判断される場合、ESGアナリストにはこれをオーバーライドする権限があります。

3.2.2 ESGレーティング：ソブリン

アムンディのESGソブリン・スコアリング手法は、ソブリン発行体のESG課題に対する取り組みを評価することを目的としています。E、S、Gそれぞれの要素は、発行体の中長期的な債務返済能力に影響を与える可能性があります。また、これらは世界全体の安定に影響を与えるサステナビリティの主要な課題に各国がどのように対処しているかを反映するものでもあります。

アムンディの手法では、ESGリサーチがサステナビリティ・リスクとその要因に関連性があると判断した約50のESG指標¹²が考慮されています。各指標は、世界銀行グループや国連などが公開する

国際的なデータベースや独自に集計したデータなど様々な情報源から入手した複数で構成されています。最終的なソブリンESG総合スコアとE、S、G個別評価を構成するそれぞれの指標にウェイトが設定されています。

すべての指標は、独立したひとつのデータ・プロバイダーから取得されています。いずれの指標も次の8つのカテゴリーに整理分類され、各カテゴリーはE、S、Gのいずれかに当てはめられています。企業の場合と同様に、発行体のESGスコアはAからGまでのレーティングに変換されます。

環境	気候変動への対応、自然資本の保全
社会	人権、格差是正、人的資本、政治的・経済的自由
ガバナンス	政府の実効性、法・経済制度

3.2.3 その他の証券・発行体

実物資産、米国地方債、証券化商品などのように商品特性であったり、既存のデータ・プロバイダーが対応していないことが理由で、アムンディの投資ユニバースにおけるすべての証券や発行体が、メインのESGレーティング手法で網羅されているわけではありません。そこでアムンディは、カバレッジを拡大するために、実物資産（プライベート・エクイティ、プライベート・デット発行体、

インパクト投資、不動産¹³、インフラ、ファンド・オブ・ファンズ）、政府機関、地方自治体向けに加えて、グリーンボンドやソーシャルボンドなど特定の証券を対象に適用する手法を開発しています。それぞれの方法論の対象は限定されていますが、サステナビリティ・リスクと機会を予測し管理する能力とともに持続可能性への潜在的な影響に対処する能力を評価する点では共通しています。

3.3 ESGコントラバシーのモニタリング

アムンディのコントラバシー・モニタリング・プロセスの目的は、環境や社会、倫理的な問題がもたらすリスクと負の影響を追跡し、自社のESGレーティングが現実を反映していることを確認することにあります。このプロセスでは、3つのプロバイダー（MSCI、Sustainalytics、RepRisk）からコントラバシー・データセットを取得し、これらから投資ユニバース全体を対象に問題企業のシグナルを年3回¹⁴抽出します。スクリーニングの対象は次の通りです。

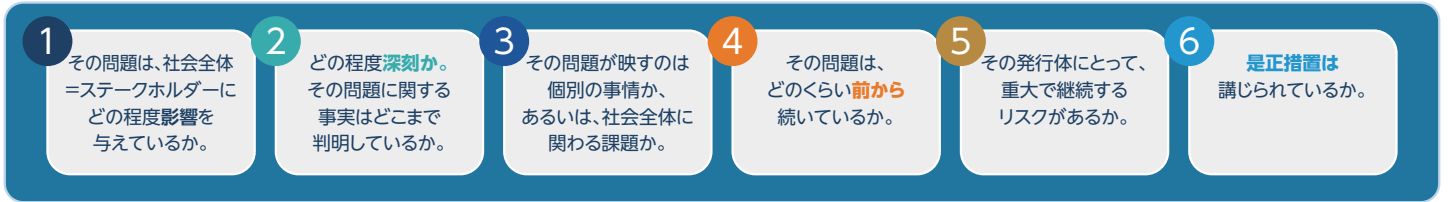
- MSCIによる分類：
"Very Severe"、および"Severe"
- Sustainalyticsによる分類：
"Severe"、"High"、および"Significant"
- RepRiskによる分類：
UNGC"Violator"および"Potential Violator"

この最初のステップで、重大または深刻なコントラバシーを呈する発行体のリストが作成されます。これにESGアナリストによる詳細な定性的評価を加え、フラグが立てられた各発行体について、次の6項目で5段階の評定が行われます。

12 サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンスに関する事象や状態のなかで、それが発生した場合に投資価値に重大なマイナスの影響を及ぼす可能性のあるものを意味します。持続可能性に対する影響とは、サステナビリティの諸要因に負の影響を及ぼすような投資判断のインパクトを指します。

13 詳細： <https://www.amundi.com/institutional/real-estate>, <https://amundi.oneheart.fr>

14 月次で最新情報と具体的な変化をモニタリング



このプロセスにより、1~5 (5が最悪) の最終スコアが決定されます。スコアが4を超える場合、「著しく重要な」コントラバシーとみなされます。

ESGレーティングが、まだコントラバシーの重要性を反映していない場合、その企業のESGレーティングがオーバーライドされる可能性があります。上書きの結果が投資除外につながる場合には、

ESGレーティング委員会が最終的な判断を行います。コントラバシーの定性的評価は専用のデータベースにまとめられており、ポートフォリオ・マネジャーと財務アナリストの全員がアクセスすることが可能です。コントラバシー・リストは年3回全面的に見直されます。また、毎月のプロセスでは、直近1ヶ月間に起こった最も顕著な変化がリストに反映されます。

3.4 気候関連指標とレーティング

気候関連リスクとして、アムンディでは「物理的リスク」と「トランジション・リスク」の両方を考慮しています。物理的リスクは予想される異常気象による災害の増加とこれが企業の資産に及ぼす潜在的な影響から生じます。トランジション・リスクは、低炭素経済への移行、パリ協定¹⁵で掲げられた産業革命前と水準から

地球の平均気温上昇を2℃未満、さらには1.5℃に抑えるように努めるという目標に伴い生じるリスクを指します。トランジション・リスクと物理的リスクについて、その取るべき行動の目標とアムンディが特定した評価指標を下表にまとめました。

	トランジション・リスク		物理的リスク
	1.緩和	2.移行への貢献	3.適応
目標	地球温暖化抑制に向けた取り組みの継続	GHG低排出経路と気候変動に耐性をもつ成長に整合する資金フローの実現	気候変動に伴うマイナスの影響への適応能力、耐性向上
取組み	トランジション・リスクとは、世界が低炭素経済に移行することに伴うリスク。個別の投資やポートフォリオが低炭素経済へのトランジションによってどのような影響を受けるかを理解し、評価するために複数の移行リスク指標およびレーティングを活用		物理的気候リスクは、気候変動によって引き起こされる物理的な被害に関連。アムンディでは、Trucostが開発したデータと手法に基づき物理的リスクを評価。これらの指標を通じ、様々な自然災害に対する発行体の脆弱性を測定
関連指標	炭素排出量 炭素削減目標 炭素負荷が高い経済活動へのエクスポージャー	グリーンな経済活動の割合	物理的リスク・エクスポージャー・スコア
	1.5℃目標等との整合性度合 トランジション・スコア：発行体の移行計画の信頼性と実際の取り組みを評価し、「先進的」「改善中」「未対応」に大別しランク付け		
	公正な移行に関わる評価基準		

アムンディは、幅広いデータ・プロバイダーを活用し、測定と評価が可能な限り正確なものとなることを期しています。

15 <https://www.un.org/en/climatechange/paris-agreement>

3.5 生物多様性の指標とレーティング

アムンディは、以下のように幅広いデータに基づいて、企業の生物多様性に関わる取り組みを分析しています。

データ	アプローチ
ESGレーティング	発行体のESGレーティングを決定するプロセスにおいて生物多様性は、サステナビリティ・リスクおよびサステナビリティ評価要素を構成。「生物多様性および環境汚染」、「水資源」、「サプライチェーンでの環境配慮」として評価体系に反映
コントラバシー	生物多様性に関連するコントラバシーは、3.3節のプロセスに従って評価
マテリアリティ	経済活動が生物多様性に及ぼす負荷についてENCOREを用いて分析、生物多様性に関連するマテリアリティを評価
事業慣行	水使用量または活動量当たりの汚染物質に関する生データを使用して、企業の実態を評価
運営方針	複数のプロバイダーからの情報を用いて、企業の生物多様性に関する方針を評価
生物多様性への負荷	もっぱらモデル化されたデータに基づく。生物多様性フットプリント指標は企業が生物多様性に与える全体的な影響を理解するうえで有用。

これらデータを用いることで、企業の生物多様性にあたる影響とこの課題にいかに取り組んでいるかの全体像が把握できると考えています。規制が段階的に整備され、評価の方法論が体系化されるなかで、このリストも絶えず更新されるべきものであり、今後もさらにデータの拡充を目指しています。

3.6 サステナビリティ・リスクおよびサステナブル・インベストメントフレームワーク

アムンディは、独自の基準と指標で構成される「サステナビリティ・リスク」と「サステナブル・インベストメント」に関するフレームワークを定義しています。

サステナビリティ・リスク・フレームワークは、サステナビリティ・リスク¹⁶へのエクスポージャーをSFDRおよびLEC29¹⁷の要件に従い、(i)トランジション・リスク、(ii)物理的リスク、(iii)レピュテーション・リスクについて評価します。

また、サステナブル・インベストメント¹⁸フレームワークは、つぎの要件とこれを評価する指標で構成されています。

- 経済活動が特定の環境または社会的目標に寄与するものか

- その活動がほかの環境・社会的課題のいずれかに著しい損害を与えないという要件¹⁹を遵守しているか。
- 投資先企業が優れたガバナンス慣行に従っているかどうか。

アムンディはSFDR年次報告書²⁰を発行し、サステナブルファイナンス開示規則(EU) 2019/2088(「SFDR」または「開示規則」)、および持続可能な投資を促進するための枠組み構築に関する規則(EU) 2020/852(「タクソノミー規則」)に従っています。

16 サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンスに関する事象や状態のなかで、それが発生した場合に投資価値に重大な悪影響を及ぼすあるいはその可能性のあるものを意味します。出典：サステナブル・ファイナンス開示規則。

17 LEC29とはLoi Energie-Climatと呼ばれる2019年11月8日付のフランス法第29条を指します。

18 SFDRによると、サステナブル・インベストメントとは、環境または社会的目的に貢献する経済活動への投資を意味し、そのような投資は、これらの目的のいずれかを著しく害するものではなく、投資先企業は、特に健全な経営体制、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスに関して、良好なガバナンス慣行に従うことが条件とされています。

19 Do No Significant Harm要件、持続可能な投資目的を持つ金融商品においては、持続可能な目的を「著しく損なわない」ことを示すために、負の影響を示す指標をも考慮しなければならないことを意味します。

20 <https://about.amundi.com/esg-documentation>を参照ください。

3.7

ESG原データ、外部ESGスコア、および ESGデータ・プロダクト利用に関する開示

アムンディではグループが運用する多くのポートフォリオで、サステナビリティに関連する特性や目標を設定するために、外部のデータベンダーからのインプットを用いるESGスコアをはじめとするESG指標を使用しています。具体的なスコアやデータ・プロダクトとこれを提供するESGデータ/サービスプロバイダーの評価・選定をアムンディは相当の注意を以って行っています。しかし、使用するESGスコアや指標には、次に述べる限界からポートフォリオで定めるサステナビリティ特性や目的の実現が損なわれる恐れがあります。

— 独立した検証も監査もなく、まちまちの基準で報告される「原データ」：企業やその他の経済主体が報告する原データ（データベンダーが収集するデータも同様）は総じて管理や規制の対象となっておらず、第三者による検証も行われていません。そのため、原データの中身は、報告主体のサステナビリティ情報開示フレームワークのクオリティによって異なる可能性があります。アムンディは、報告企業に対して、サステナビリティ情報開示を強化し最も優れた基準を満たすようエンゲージメントを行うとともに、公的機関に対してはより高い開示フレームワーク構築を働きかけています。

- ESGスコアやデータ・プロダクトの信頼性：ESGスコアや指標には、品質が不十分なデータが公表されたり、品質管理では把握できないデータ収集や配信時の問題のほか、推定モデルの計算過程の問題を伴う恐れがあります。ESGメソッド・ソリューションとグローバル・データ・マネジメントのふたつのチームは、アムンディにおけるESGデータベンダーの監督とエンゲージメントに責任を持ち、データの品質に問題が確認された場合には、適切に改善することを求めます。
- データの入手可能性とカバレッジの欠如：原データの入手が不可能な場合、外部データベンダーが推計したデータで代替される場合があります。さらに、サステナビリティの特性を持つポートフォリオの中には、ESGデータのカバレッジが不完全な資産に投資する場合があります。このため、アムンディでは、通常、持続可能性を標榜するための最低要件としてカバレッジ率の下限を設定しています（ESGインテグレーションに関する全情報は、運用されるポートフォリオの募集書面や定期報告書をご参照ください）。



4.除外方針と 実施最低基準

受託者責任の一環として、アムンディはサステナビリティに関する重要な事項について除外方針と実施最低基準を定め、モニタリングを行っています。また、エスカレーション手続きも定めており、条件に該当することが確認された場合には、エンゲージメントの実施や必要に応じて個別の議決権行使判断、さらには投資除外へとつながる可能性があります。

アムンディの除外方針と実施最低基準は、投資一任顧客からの別段の要請や適用法令や規則で禁止されることがない限り、アクティブ運用ポートフォリオとESGパッシブプロダクトに適用されます。ESG・気候戦略委員会が除外方針と実施最低基準のガイドラインを定め、ESGレーティング委員会が実施ルールを検証します。除外される発行体²¹にはファンドマネジャーが利用するポートフォリオ管理システム上でフラグが立てられており、特に了承されている場合を除き、一切購入を防止するためにコンプライアンス・ツールで取引前にブロックされています。第二段階の管理はリスク・チームが行います。

新規のマネージメントまたは専用ファンドの場合、アムンディの除外方針および実施最低基準は、顧客から別段の要請がない限り、契約前書面に従い適用・実行されます。

パッシブ・ポートフォリオの場合、除外方針と実施最低基準の適用はESGプロダクトであるか否かで異なります。

- ESGパッシブファンド²²:すべてのESG ETF及びインデックス・ファンドで除外方針と実施最低基準が適用されます。
- 非ESGパッシブファンド:パッシブ運用における受託者責任および法令上の義務は可能な限りインデックスを複製することです。ポートフォリオ・マネジャーはパッシブ運用のエクスポージャーを指定されたインデックスに一致させるという契約上の目標を満たさなければなりません。したがって、標準的な(非ESG)ベンチマークを複製するアムンディのインデックス・ファンドおよびETFには規制によるものを除き、システムティックな投資除外は適用されません。ただし、アクティブ投資ユニバースに適用される除外方針と実施最低基準に従い除外される発行体が、非ESGパッシブファンドで保有される可能性がある場合には、エンゲージメントを強化するほか、議決権行使を通じて、取締役会や経営陣のパフォーマンスに不服を表明する、あるいは、会長や一部の取締役の再任に反対するなどの対応を取ります。

フォーミュラ・ポートフォリオ²³においても除外方針と実施最低基準の適用がESGプロダクトであるか否かで異なります。

- ESGフォーミュラ・ファンドでは、除外方針と実施最低基準が適用されます。
- 非ESGフォーミュラ・ファンドには、規制上の投資除を超えて、システムティックな投資除外は適用されません²⁴。

アムンディの除外方針と実施最低基準はコーポレートとソブリンを区分しています。企業の活動や慣行を対象とするコーポレート基準に抵触する企業の証券が、また、ソブリン基準によってソブリン債券が除外される場合があります。

また、アムンディの除外方針と実施最低基準は定期的な見直しの対象であり、変更または改訂される場合があります。除外実施の詳細は補足情報9.2に記載されています。

21 除外方針の適用範囲の詳細については、補足情報9.1をご参照ください。

22 専用ポートフォリオの場合は、顧客から別段の要請がない限り

23 投資家のリスク許容度や投資目的に応じて資産配分比率がモデル化(=フォーミュラ)された運用

24 除外方針の適用範囲の詳細については、補足情報9.1をご参照ください。

4.1 国際条約に関連する規範的除外

アムンディは、つぎの国際的な法的枠組みで禁じられる兵器に関わる発行体を除外しています²⁵。

- オタワ条約およびオスロ条約で禁止されている対人地雷およびクラスター爆弾の製造、販売、保管、サービスに関する発行体²⁶
- 化学兵器²⁷および生物兵器²⁸の製造、販売、保管に関する発行体
- 1980年の特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)²⁹の議定書I(非探知破片³⁰)および議定書IV(盲目化レーザー兵器³¹)で禁止されている、探知不能な破片兵器や失明させることを目的とする兵器の製造・販売・保管に関する発行体
- 欧州議会・欧州理事会規則(EU)2019/125³²に定義される「死刑の執行、拷問、その他の残虐・非人道的・品位を傷つける取扱いまたは処罰を課す以外に実用上の用途を持たない」装備の製造・販売・保管に関する発行体

ここで述べた兵器への企業の関与を特定するために信頼できる第三者機関の分析を活用³³しています。この除外方針は、アムンディが完全な運用裁量を有するアクティブ・パッシブすべての戦略に適用されています。

加えて、国連グローバル・コンパクト原則に則り、どこで事業を行うかによらず、人権や労働者の権利、環境保護、腐敗防止の領域で基本的な義務を果たすことをアムンディは企業に求めており、取り組みが十分でない場合にエンゲージメントを実施するとともに、つぎに述べるような悪質な違反企業を除外します。

- 国連グローバル・コンパクト³⁴の10原則のうち、いずれかの項目で重大な違反を繰り返し、信頼するに足る是正措置が取られていない発行体

エンゲージメントの実施および除外対象企業を判断するうえでアムンディは外部プロバイダー3社を活用しています。外部情報によりリスクが懸念される企業を浮き彫りにしたうえで、独自の調査と評価を実施します。この除外方針は、アムンディが完全な運用裁量を有する全てのアクティブ戦略とパッシブESG戦略に適用されています。

25 各国の規制に応じて、追加の除外基準が適用される場合があります。たとえば、Mahoux法(ベルギー)では劣化ウランは除外対象となります。これらの内容は、各商品の関連文書に記載されています。

26 オタワ条約 1997年12月3日およびオスロ条約 2008年12月3日、2018年7月現在それぞれ164カ国および103カ国が批准(欧州連合加盟国を含む、米国を除く)。

27 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 1993年1月13日

28 細菌(生物)兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びにその廃棄に関する条約 1972年3月26日

29 特定通常兵器使用禁止制限条約(以下「CCW」)は、国際人道法(IHL)に反し、過度の傷害を与える、または無差別な効果をもたらすとされる特定の通常兵器の使用に対処するため、1980年に採択されました。2001年12月21日に改正されたこの条約は、国際人道法上の重要な条約の一つです。その目的は、戦闘員に不必要または正当化できない苦痛を与える、あるいは民間人に無差別に影響を及ぼすと考えられる兵器の使用を禁止または制限することにあります。

30 X線で人体内の検出が困難な破片によって負傷を生じさせることを主目的とする兵器

31 裸眼、または矯正用の視力補正器具を用いた眼に対して、恒久的な失明を生じさせることを、専らの戦闘目的または戦闘目的の一つとして設計されたレーザー兵器

32 この規則は「当初、死刑、拷問、その他の残虐、非人道的または品位を傷つける取扱いもしくは処罰に用いられ得る特定の物品の取引に関する規則(EC)第1236/2005号」として、2005年6月27日に採択され、2006年7月30日に施行されました。その後、「死刑、拷問、その他の残虐、非人道的または品位を傷つける取扱いもしくは処罰に用いられ得る特定の物品の取引に関する、2019年1月16日付欧州議会・理事会規則(EU)2019/125」に改められ、直近の改正では2025年5月21日に採択されています。

33 本方針の適用は、収集される情報の量と質、ならびに関連性に依拠します。

34 国連グローバル・コンパクト(UN Global Compact)とは、人権、労働、環境、腐敗防止に関する普遍的原則に沿った戦略や事業を行い、社会的目標を達成するための行動をとるよう企業に呼びかけるもの

4.2 セクター別方針

4.2.1 化石燃料

A - 一般炭

目的と範囲

石炭の燃焼は、気候変動を引き起こした人間の活動のなかで最大の要因です³⁵。2016年、アムンディは一般炭に関するセクター別ポリシーを定め、特定企業や発行体の除外を実行しました。それ以来、アムンディは一般炭に関わるセクター・ポリシーのルールと閾値を段階的に強化してきました。

経済の脱炭素化を達成するために最も重要なのは、石炭を段階的に廃止することです。アムンディが、OECD加盟国ないしEU加盟国においては2030年、OECD非加盟国においては2040年を期限として、投資対象から一般炭を全廃することを表明しているのはそのためです。この方針は、国際エネルギー機関(IEA)の「持続可能な成長シナリオ」のほか、クライメート・アナリティックスやSBTi(科学に基づく目標設定イニシアティブ)で設定されたシナリオに基づき、国連の持続可能な開発目標(SDGs)と2015年のパリ協定にも合致しています。

「地球レベルで排出量ネット・ゼロの状態を達成するために必要なのは、現実の世界でそれぞれの企業がバリュー・チェーンにおける温室効果ガス(GHG)排出を削減することであり、単にポートフォリオのなかで排出量エクスポージャーを減らすことだけではない³⁶。」

科学に基づく目標設定イニシアティブ(SBTi)

ここに述べるルールと閾値は、2030年ないし2040年までというタイムラインに沿う適切なペースで一般炭から段階的に撤退するには抱えるリスクが過大と判断される企業の基準を示すものです。

次の方針はすべての投資先企業に適用され、特に鉱業、公益事業、輸送インフラ企業に影響があります。対象となるのは、アムンディが完全な運用裁量を有するすべてのアクティブ運用戦略およびパッシブESG運用戦略です。

一般炭の段階的廃止に向けた発行体への影響力行使

ポートフォリオの投資対象のなかで、売上ベースで一般炭にエクスポージャーを持ち、2030/2040年までの段階的廃止スケジュールと整合的な撤退方針をまだ公表していない企業に対して、アムンディは取るべき行動を対話を通じて伝えていきます。さらに、以下の方針に従い、アクティブ運用の投資対象から除外される企業、または、一般炭に関する計画が不十分と判断される企業に対して、エスカレーション措置として、議決権行使において、取締役会や経営陣による監督・執行に対して、あるいは、会長ないし一部取締役の再任に反対します。

持続不可能なエクスポージャーに対処するための投資除外

アムンディは次の場合に除外を行います。

開発計画に関わる場合：

- 認可済みの一般炭開発プロジェクトを推進中、ないしは、建設中である鉱業、公益事業、輸送インフラ企業(発表済み、提案済み、事前許可など、開発の初期段階にある企業を年次でモニタリング)

鉱山採掘事業に関わる場合：

- 売上高の20%以上を一般炭の採掘から得ている企業
- 年間70メガトン以上の一般炭の採掘を行う企業

適切なペースで一般炭からの段階的撤退が難しいと判断される場合：

- 総収入の50%以上を一般炭採掘と石炭火力発電から得ているすべての企業
- 総収入の20%から50%を一般炭採掘と石炭火力発電から得ており、かつ、移行計画が不十分なすべての企業³⁷

35 IPCC(2022): Summary for Policymakers: In: Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change. Contribution of Working Group III to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change [P.R. Shukla, J. Skea, R. Slade, A. Al Khourdajie, R. van Diemen, D. McCollum, M. Pathak, S. Some, P. Vyas, R. Fradera, M. Belkacemi, A. Hasija, G. Lisboa, S. Luz, J. Malley, (eds.)].Doi: 10.1017/9781009157926.001.

36 SBTi-Finance-Net-Zero-Foundations-paper.pdf

37 アムンディは段階的廃止計画の内容を評価するための分析を行っています。

実施方法

アムンディは個々の企業が抱える一般炭関連のリスクを評価するために、データ・プロバイダー2社(TrucostとMSCI)の化石燃料エクスポージャーの指標を利用しています。これにより複数の情報源から幅広いデータを統合し、当社のESG分析とレーティング手法に反映させています。また、一般炭への企業のエクスポージャーをより包括的に理解することで、運用チームにこのテーマに関する追加的な情報を提供しています。同じ発行体の一般炭関連データが両プロバイダーから提供されている場合は、保守的により

高いエクスポージャーの値を採用しています。また、プロバイダーのデュー・デリジェンスは、取得する情報を充実させ、あるいは、内容を見直すためのひとつの手段となっています。

年次で実施するデュー・デリジェンスを通じて、データ・プロバイダーやそのほかのソースから得た情報の補完と検証を行い、一般炭関連施設の開発状況を評価しています。

B – 石油・ガス・消費型燃料³⁸

目的と範囲

石油・ガス市場の規模は、世界全体でネットゼロ³⁹を達成するうえで複雑に絡み合う問題を示しています。これらの燃料の採掘および使用に伴う温室効果ガス(GHG)排出は、気候変動の大きな要因であり、これを解消することは容易ではありません。石油・ガスの燃焼による排出は近年倍増しており、現在では世界のエネルギー関連GHG排出の半分以上を占めています⁴⁰。歴史的にみると、石油・ガス需要の増加はGDP(国内総生産)の成長と正の相関を示しています。そして、国際エネルギー機関(IEA)の世界エネルギー・気候モデル(GECモデル)における3つのシナリオでは、いずれも2050年まで石油・ガスの利用が続くことを示しています⁴¹。

石油・ガス供給事業の炭素強度について、1.5°C目標と統合的なIEAのNZE(ネットゼロ排出)シナリオでは、脱炭素目標を達成するために2030年までに2022年比で50%削減する必要があるとされています⁴²。つまり、10年後の平均炭素強度は、現在の最も優れた事業者の水準と同等であることを意味しています。供給制約よりも需要の弱まりから石油・ガスの消費が大きく縮小していくという考え方に立てば、今後は、石油・ガス需要は減少する一方で、エネルギー需要全体が増加していくことを前提に備えを進める必要があることから、石油・ガス企業のトランジションには次の対応が求められます。

- 操業に伴う排出⁴³の炭素強度を、NZEの軌道に整合させること(2030年までに50%削減)
- 世界的な需要シフトに合わせて、低炭素製品・サービスの供給を拡大すること

一方、化石燃料に依存し続ける企業に投資することは、環境や社会、そして経済的にもますます大きなリスクを伴います。IEAによる「持続可能な開発シナリオ」と「NZE2050シナリオ」のいずれにおいても、天然ガスと石油は今後数年間において世界のエネルギーミックスに寄与し続けるものとされています。生産されるシェールオイル、シェールガス、オイルサンドも同様です。しかしながら、非在来型の石油・ガス探査および生産は深刻なリスクにさらされています。シェールオイルやシェールガスには適切な管理を欠くとメタン排出量を増加させる恐れがあるほか、オイルサンドは炭素強度が高く気候変動への影響が懸念されます。さらには、水の使用や汚染、採掘による誘発地震、大気汚染などの環境面、また、公衆衛生⁴⁴に関わる潜在的な社会面でのリスクが存在します。

次の述べる方針は、アムンディが完全な運用裁量を有する全てのアクティブ運用戦略とパッシブESG運用戦略に適用されます。

持続不可能なエクスポージャーに 対処するための投資除外

アムンディは、収集する情報の量と質、関連性に照らして適切と判断される場合、以下に該当する発行体を除外します。

非在来型化石燃料

- 売上高の30%超をオイルサンド、オイルシェール(ケロジエンを多く含む鉱床)、シェールガス、シェールオイル、炭層ガスおよび炭層メタンを含む非在来型石油・ガスの探鉱・生産に依存する企業

38 グローバル産業分類基準(GICS®)で定義されるもの

39 ネットゼロとは、大気中に排出される温室効果ガスと、大気中から除去される温室効果ガスが均衡している状態

40 出典：<https://ourworldindata.org/fossil-fuels> および <https://ourworldindata.org/co2-and-greenhouse-gas-emissions>

41 <https://www.iea.org/reports/global-energy-and-climate-model/understanding-gec-model-scenarios>

42 <https://www.iea.org/reports/emissions-from-oil-and-gas-operations-in-net-zero-transitions>

43 生成する石油1バレル当たりのスコープ1および2の排出量

44 <https://e360.yale.edu/features/fracking-gas-chemicals-health-pennsylvania>

石油・ガス・消費型燃料

デューデリジェンス⁴⁵の結果、発行体が信頼できる是正策を講じないまま、操業に伴う炭素強度の削減軌道を大きく外れていると判断された場合、除外の対象となることがあります。具体的には：

- 方針適用時点において、操業に伴う炭素強度⁴⁶が、IEAのNZEシナリオが想定する2030年までに世界平均を直線的に50%削減するペースに達していない企業

投資家として行う改善のための働きかけ

アムンディは、売上高ベースで石油またはガス(あるいはその両方)の採鉱・生産にエクスポージャーを有するすべての投資先企業に対してエンゲージメントを行い、次の対応を求めています。

- 既存事業における排出を最小限に抑え、炭素強度を継続的に低減するとともにNZEに整合する水準を目指すこと
- 環境面および財務面の両方で持続可能で信頼性の高い長期移行戦略を策定すること

エスカレーション

エスカレーション措置として、取締役の責任免除議案に反対し、経営陣に前年度の職務執行について信認を与えず、改善を求めること、または一部の取締役の再任に反対することが挙げられます。さらに、以下のような企業については、ESGスコアをマイナス評価に修正する場合があります。

- 炭素強度(CO₂および/またはCH₄)の高い油田・ガス田を操業または保有しており、事業活動に伴う排出量を大幅に削減すべき企業
- 低炭素ソリューションの開発に必要な投資について、自社の事業規模や排出量に見合う応分の貢献が不十分な企業、または炭素強度の高すぎる新規油田・ガス田を開発している企業
- 安全、腐敗防止、地域社会および人権、汚染、生物多様性の面で取り組みが不十分な企業

4.2.2 タバコ

目的と範囲

タバコは公衆衛生に悪影響を及ぼすだけでなく、そのバリューチェーンは人権侵害や労働者の健康上の問題を抱え、環境にも重大な影響を及ぼしており、世界保健機関WHOの推計⁴⁷によれば、世界全体で年間1兆米ドル以上ともいわれる多大な経済的負担が生じています。

アムンディは2020年5月にTabacco-Free Finance Pledgeに署名しました。

実施方法

非在来型化石燃料への関与

非在来型化石燃料への関与の程度を評価するにあたっては、MSCIおよびSustainalyticsなどのデータ提供会社による化石燃料エクスポージャー指標を活用し、複数の情報源に基づく幅広いデータを、独自のESG分析・評価手法に取り込んでいます。必要に応じて、提供された情報を補完し、または検証するため、独自のデューデリジェンスも実施します。

操業に伴う炭素強度

操業に伴う炭素強度の評価にあたっては、Rystad社のUpstream EmissionsCubeを含む各種外部データソースを活用し、投資対象ユニバースに含まれる対象企業の状況を詳細かつ網羅的に把握できるようにしています。

新規油田・ガス田の操業に伴う炭素強度については、ネットゼロ目標(2030年)への適合を確保するため、案件ごとに個別に評価します。必要に応じて、提供されたデータを補完し、または検証するためのデューデリジェンスも行います。

なお、操業に伴う炭素強度に関する除外基準は、遅くとも2026年3月初旬までに適用されます。

アムンディはサプライヤー、製造業者、小売業者を含めたタバコのバリューチェーンに関わる発行体のESGレーティングに上限を設定するとともに、タバコを製造する企業の除外方針を定めています。

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を有する全てのアクティブ運用戦略とパッシブESG運用戦略に適用されます。

45 年次でデューデリジェンスは実施されます。

46 事業の上流部門におけるスコープ1および2の排出量

47 <https://www.hrw.org/report/2014/05/14/tobaccos-hidden-children/hazardous-child-labor-united-states-tobacco-farming>

タバコ関連企業のESGレーティング

タバコ関連企業のESGレーティングは、AからGまである段階のなかでEを上限とします。対象はタバコの生産、供給、小売に携わる企業(適用基準:売上高の10%以上)です。

持続不可能なエクスポージャーに対処するための投資除外

タバコの製造過程における児童労働の可能性を排除できないことから、アムンディは紙巻タバコメーカーを含む最終製品としてのタバコを製造する企業(適用基準:売上高の5%以上)を除外します。

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を持つすべてのアクティブ運用戦略およびパッシブESG運用戦略に適用されます。

4.2.3 兵器

セクション4.1で述べた規範に基づく場合に加えて、アムンディでは次に述べる兵器に関わる投資対象を除外しています。

核兵器

目的と範囲

核兵器不拡散条約(NPT)⁴⁸にあるように、「核兵器の拡散は核戦争の危険性を著しく増大させる」ものであり、こうした戦争は「全人類に及ぶ壊滅的な被害」をもたらす可能性があります。従って、「そのような戦争の危険を回避し、人々の安全を守るためにあらゆる努力を払う必要」があります。核兵器の基本的な目的は抑止にあることは明確で、慎重に取り扱う必要があります。

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を有するすべてのアクティブ運用戦略およびパッシブESG運用戦略に適用されます。

持続不可能なエクスポージャーに対処するための投資除外

アムンディは、核兵器不拡散条約(NPT)に加盟していない国、ならびにNPTに署名しているもののNATO加盟国ではない国における核兵器の製造、販売、保管に関与する企業を除外します。

投資家としての発行体への影響力行使

上述の除外方針に該当する企業に対して引き続き保有するエクスポージャーについては、議決権行使方針として、取締役の責任免除議案に反対し、経営陣に前年度の職務執行について信託を与えず、改善を求めること、あるいは、会長ないし一部取締役の再任に反対します。

実施方法

個々の企業を評価するうえで、アムンディはMSCIをデータ・プロバイダーとして利用しています。

実施方法

個々の企業のエクスポージャーを評価するために、アムンディはISS ESGをデータプロバイダーとして利用しています。また、ESGアナリストが補完的な分析を行います。除外リストへの追加対象は、ESGレーティング委員会に提出され、承認を受けます。

48 核兵器不拡散条約(NPT)は、核兵器および核兵器技術の拡散を防止し、原子力の平和利用に関する協力を促進するとともに、核軍縮および一般的・完全な軍縮の実現という目標を推進することを目的とする歴史的な国際条約です。NPTは、核兵器国による軍縮目標に関する拘束力ある唯一の多国間条約上のコミットメントを定めたものです。

4.3 ソブリン債

コーポレートで行われる除外に加え、アムンディは特定国が発行するソブリン債を除外しています。これらの国を特定するために独自のフレームワークを用いています。

まず、欧州連合(EU)の制裁リストで資産凍結されている国を特定します。次に、ESGデータプロバイダーであるVerisk Maplecroftが提供する「貿易制裁指数(Trade Sanction Index)」スコアを

活用します。この指数は、米国とEUの双方、または、いずれかが、国または政府機関に対して課す制裁を(i)金融取引の制限および資産凍結、(ii)貿易およびサービスの制限、(iii)兵器の制限、(iv)渡航制限および入国禁止措置の各分野で評価したものです。スコアが低い国(すなわち制裁のレベルが高い国)は除外対象として特定されます。最終的に正式なレビューを行ったのち、除外対象国はESGレーティング委員会によって承認されます。

4.4 人権に関する方針

人権を保護することは、社会的不平等に対処し、健全で安定した社会を支えることにつながります。企業や地域によって、人権をビジネスに取り入れることに対する成熟度が異なるものの、最低限、国連グローバル・コンパクトに沿って、国際権利章典(International Bill of Rights)⁴⁹、国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言(Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work)」が定める人権原則を尊重する必要があります。アムンディは認めています。そして、責任ある資産運用会社として、投資先がどのように人権に配慮し、事業における人権侵害に対処しているかを評価しています。

目的と範囲

アムンディは、あらゆるセクターの企業が直接・間接を問わず、その事業活動において人権原則が確実に遵守されるように戦略を策定することが必要であると考えています。

本方針では、直接的な事業活動やバリューチェーン全体における人権の保護と尊重を促すための企業との対話に重点が置かれています。企業がグローバルな事業活動において顕著な人権リスクを特定し、権利侵害を未然に防止し、問題が特定された場合の効果的な改善策が取られるように必要な措置を講じていることを確認します。特に、プロセスや情報開示が不十分と判断され潜在的なリスクにさらされている企業や人権関連で問題視されている企業にはモニタリングを実施します。この重点リストに含まれるすべての企業との間でエンゲージメントを実施し改善のきっかけを

作ります。エンゲージメントに失敗した場合には、エスカレーションを通じて適切に改善することを促すこともあります。発行体が適切な是正措置を講じることなく深刻な違反を繰り返した場合、エスカレーションとして、国連グローバル・コンパクト抵触を理由とする投資除外につながる可能性もあります。

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を有する全てのアクティブ運用戦略とパッシブESG運用戦略に適用されます。エンゲージメントと議決権行使は全ての戦略に適用されます。

人権リスクを抱える企業のESGレーティング

人権に関する発行体の動向を評価・モニターするために社内のリサーチ・ツールを活用しています。社内ESGレーティングでは、データ・プロバイダーから入手可能な人権関連データを用いて発行体の評価を行っています。また、ESGアナリストは企業の人権侵害を特定するためにさまざまな情報源を用いて不祥事や問題をモニタリングしています。そして、問題を抱えているにもかかわらず改善計画が不十分であったり、エンゲージメントを実施しても実を結んでいない発行体に対して、その問題が該当するESG基準の評価をオーバーライドするほか、国連グローバル・コンパクトに違反していると判断される発行体に対しては、エスカレーションとして議決権を用いるほか、投資除外に至る可能性もあります。

49 国際人権規約(International Bill of Human Rights)は、すべての人々の基本的自由を提唱し、基本的人権を保護する国連による5つの中核的人権条約で構成されています。

投資家としての発行体への影響力行使

人権への取り組みにはふたつのアプローチがあります。第一に、企業に主体的に関わり人権リスクの特定とマネジメントについてエンゲージメントを行うこと、そして、第二に、実際に人権侵害が発生した、あるいは、その疑いが出た場合の対応として実施するエンゲージメントもあります。アムンディは企業がこうしたリスクの存在を認識し、問題を防ぎ、万一発生した場合に対応するため具体的な方策を取るよう促しています。企業とのエンゲージメントでは、人権に関する方針やプロセス強化を求めます。そこで目指すのは、人権に関する企業の取り組みが、報告や法令順守を超えて、より前向きで目に見えるインパクトをもたらすようにすることです。そして、この活動を通じて、市場がベストプラクティスを見出し、それが取り入れられるように後押しすることを目指しています。

人権侵害が発生した場合、あるいは、その申し立てに信憑性がある場合、影響を受けた人々に対して効果的な是正措置を実施し、再発防止のためのプロセスを強化することを企業に求めます。投資家としてアムンディはエンゲージメントを企業が確実に学び、改善するための特別な機会と捉えています。エンゲージメントに進捗がない場合、適切なエスカレーションの方法を選択します。

実施方法

投資先が人権にどのように配慮し、事業活動における人権侵害にどのように対処しているかを評価するために、従前からのデータ・プロバイダーを含めてさまざまな情報源を活用しています。ESGスコアへの統合、エンゲージメント、そして、エスカレーション手段としての議決権行使、国連グローバル・コンパクト違反を理由とする投資除外については、これまで記したプロセスに従います。

4.5 生物多様性と生態系サービスに関する方針

生物多様性と生態系サービスは、私たちの社会と世界経済の基盤を形成しています。この生物多様性が危機に瀕していることは科学的に明らかであり、その損失を食い止め、回復させるために早急に行動を取ることが求められています。生物多様性を保全することは、気候変動をはじめとするそのほかの環境問題や社会的課題に取り組むことにもつながります。人々の暮らしや収入、社会とのつながり、健康⁵⁰は自然の恵みに依存しており、生物多様性の損失はこれらに大きな影響を与える可能性があります。より広くとらえると、生物多様性と生態系サービスは、持続可能な開発目標の達成に不可欠な役割を果たすと言えます。

責任ある資産運用会社としてアムンディは、生物多様性の重要性和その保全と回復が投資価値に与える影響を認め、2021年に「生物多様性のための金融(Finance for Biodiversity Pledge)」に署名しました。

目的と範囲

本方針は、生物多様性に関わる種々のテーマでこれまで取り組んで来たことを集約し、ひとつの考えのもとにまとめることを目的としており、生物多様性喪失の4つの主要因である、陸地および海洋利用の変化、気候変動、汚染、天然資源の利用と搾取⁵¹に焦点を当てています。

特に生物多様性を毀損する活動でリスクを抱え、十分なプロセスや情報開示が行われていない企業にこの方針は焦点を当てて

います。水資源利用、森林伐採や深海採掘など陸地・海洋の利用形態の変化、使い捨てプラスチックや農薬その他有害化学物質による汚染などを通じて、生物多様性に重大な影響を与える可能性がある事業活動を行う発行体に適用されます。問題の改善に向けたきっかけとなるべく、特定されたすべての企業にエンゲージメントを行います。

以下に述べるESGレーティングの上限設定は、すべてのアクティブ運用戦略に適用されます。また、アムンディが完全な運用裁量を有するアクティブ運用戦略とパッシブESG運用戦略では投資除外が行われる場合があります。全ての戦略でエンゲージメントと議決権行使が行われます。

生物多様性リスクにさらされる企業のESGレーティング

生物多様性に関する発行体の行動を評価しモニタリングするためにアムンディは社内のリサーチ・ツールを活用しています。社内ESGレーティングは、データ・プロバイダーから入手可能な環境に関わる情報を用いて発行体进行评估します。また、ESGアナリストは、生物多様性に悪影響を及ぼす深刻な環境破壊を特定するため、様々な情報源を用いて問題視される活動をモニターしています。

50 Environmental Health Perspectives(2022)では、花粉媒介者の減少により毎年推定42万7,000人の命が失われていると報告されています。

51 気候変動については、一般炭と非在来型化石燃料に対するそれぞれの方針で対応しています。なお、生物多様性と生態系サービスのための政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)により、生物多様性損失の5番目の主要因とみなされている外来種は、適切な利用可能なデータが不足しているため、方針ではまだ明確に取り上げられていません。

企業には、その活動自体の性質、あるいは事業が行われる場所によって生物多様性に対して異なる影響を及ぼす可能性があります。コモディティなどに代表される森林伐採や生態系を変容させるリスクを抱える活動は、前者の例であり、生態系への影響が懸念される場所で操業する場合やサプライチェーンがある場合が後者に該当します。

アムンディは、生物多様性への影響が大きく、リスク管理が不十分な発行体について、ESGレーティングにおいて関連する基準の評価の上限をEまたはFに設定します。また、適切なプロセスが無いこと、あるいは情報開示がなされていないことも、生物多様性関連の評価基準において上限が設定される理由となります。

投資家としての発行体への影響力行使

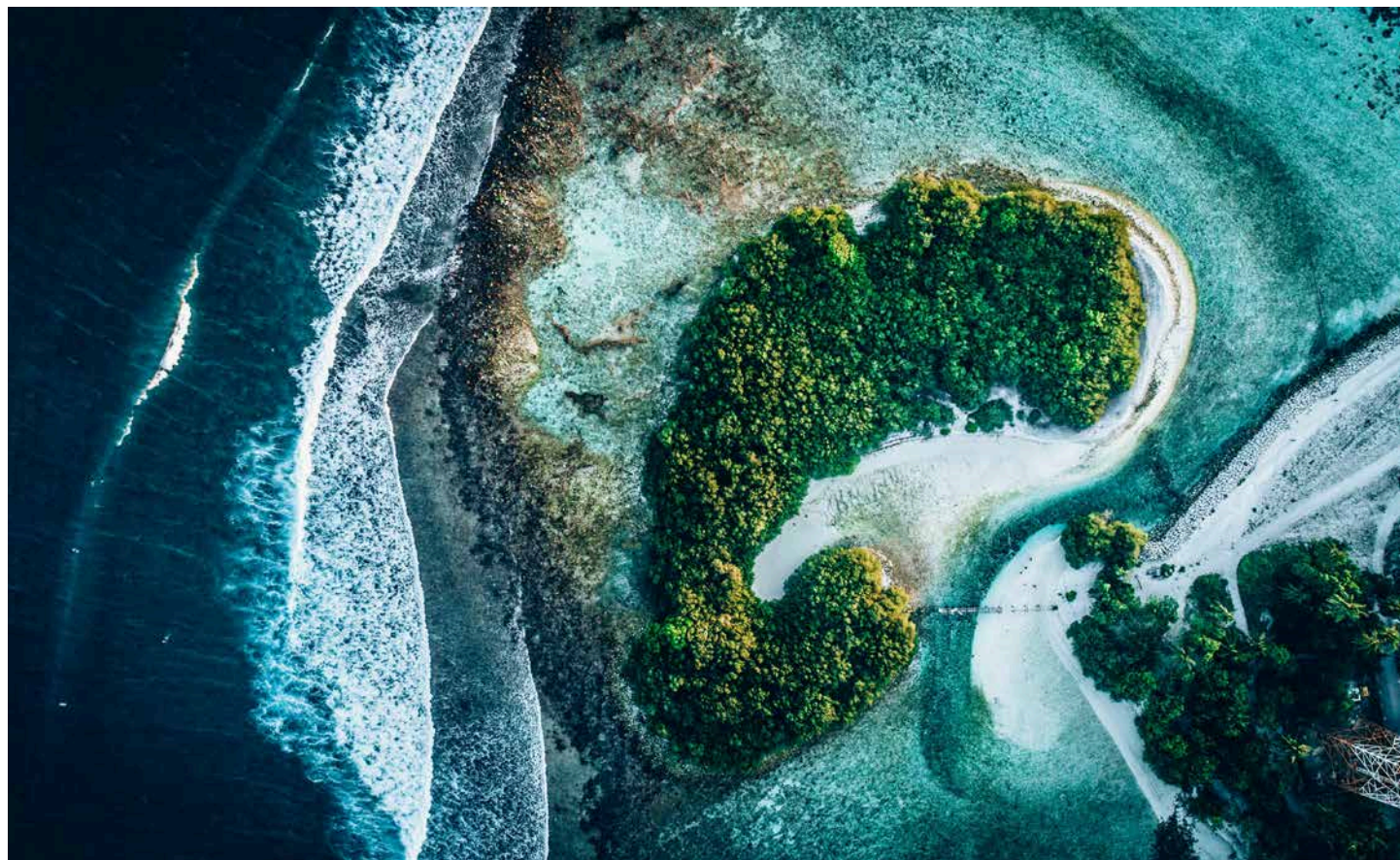
アムンディは先述の観点で作成される「フォーカス・リスト」にある企業や生物多様性に関わりがあるとみなされる発行体との間でエンゲージメントを行い、直接の事業やバリューチェーン全体を通じて、生物多様性と生態系サービスを経営戦略のなかに組み込むように働きかけています。エンゲージメントにはふたつのアプローチがあります。ひとつは、生物多様性と生態系リスクの特定とリスク・マネジメントについて当方が率先して行うエンゲージメントであり、もうひとつは、具体的な生態系の毀損が発生した、あるいは、その疑いが生じた場合に対応するエンゲージメントです。後者においては、効果的に是正がなされるよう適切な措置が企業で講じられることを確認します。

アムンディは、企業が生物多様性や生態系サービスのリスクにさらされていることを認識したうえで、問題を防ぐ一方、万一問題が発生した際に対応する具体的な行動を取るよう促すことで、生物多様性や生態系サービスのリスクに向き合うことを目指しています。また、エンゲージメントは、状況に応じて、直接単独で、あるいは、他の投資家と協力して実施します。

エンゲージメントに失敗した場合、または、発行体の行動／改善計画が不十分と考えられる場合には、アクティブ運用の投資ユニバース(運用裁量を持つすべてのアクティブ運用戦略)から除外することも含めたエスカレーションを行うことがあります。特に順番はありませんが、エスカレーションには、ひとつ又は複数のESG評価基準におけるネガティブオーバーライド、年次総株主総会での質問、経営陣に反対する議決権行使、声明文の公表、ESGレーティングの上限設定、そして最終的に問題が重大な場合には投資除外が含まれます。

実施方法

生物多様性の喪失に対する発行体の影響を評価するため、アムンディは従来からのデータプロバイダーを含め様々な情報源を利用しています。ESGスコアへの統合、エンゲージメント、そして、エスカレーション手段としての可能性がある議決権行使や投資除外については、これまで記したプロセスに従います。



5.責任投資戦略を支える スチュワードシップ

5.1 目的と基本方針

スチュワードシップ活動は、個々の投資にESG評価基準を体系的に統合することと並んでアムンディの責任投資哲学を実践するうえでの中核を成します。私たちは、エンゲージメントと議決権行使によるスチュワードシップ活動を通じて、長期的な資産価値の維持という責任ある投資家としての役割を果たすことに努めています。また、アムンディには、スチュワードシップ、つまり、ESGを統合する姿勢と効果的なエンゲージメントが、強固で持続可能かつ包摂的な低炭素経済への移行を確実にを行う上で重要な役割を果たすのだという考えがあります。

スチュワードシップとは、アムンディの当社のリサーチ、レーティング、議決権行使を結びつけるものであり、当社の責任投資の手法と戦略の要として機能しています。財務アナリストまたはポートフォリオ・マネジャーが行う場合も含めて、ESGリサーチ・エンゲージメント・議決権行使チームは全てのエンゲージメントの一貫性を担保し、進捗状況の把握とクオリティ管理を徹底しています。

当社が主体的に実施するエンゲージメントの方針は、ポートフォリオの中長期的なリターンとリスクの関係を改善することを目的としており、次の点に目標を置いています。

- サステナビリティ・リスクをより適切に管理するために、投資先のガバナンス、事業運営、ビジネスモデルにおける持続可能性のより効果的な統合を推進し、ベストプラクティス普及に貢献
- サステナビリティの諸要因に対するインパクトにより適切に対処するために、経済の持続可能性の観点から重要度が高い具体的課題で投資先自身が与える影響のマネジメント方法の改善
- 投資先の中長期的な成長を支援するために、頑健で持続可能なビジネスモデルへの収益性を踏まえた転換とこれに合わせた設備投資や研究開発支出の推進

議決権行使もスチュワードシップ活動の一環です。アムンディにとって、議決権行使は運用責任において不可欠な要素であり、顧客の資産価値を高めるための取り組みのなかで基本的役割を担うものです。例えば、当方が主導してエンゲージメントを実施した後、十分な改善が見られない場合に議決権行使で反対することがあります。また、議決権を行使した結果、発行体とその取締役会に自社の経営戦略にサステナビリティや長期的視点がより良く統合されることを促すためにエンゲージメントを実施するきっかけにもなります。

アムンディの議決権行使方針は、次のような点を重視しています。

- 多様性を具えた取締役会が説明責任を果たし十分に機能すること
- マネジメントと取締役会のそれぞれで環境および社会的課題がきちんと把握されていること
- 強固で持続可能、包括的かつ低炭素な経済への移行を進めるために、執行と監督機能が実効性をそなえていること

なお、エンゲージメントおよび議決権行使に関する方針は、パッシブ戦略にも適用され、スチュワードシップ活動の目的が共有されています。

5.2 エンゲージメント・テーマと実践

サステナビリティの要素は相互に関連しており、企業が繁栄できる健全な経済を目指すうえで多面的な働きかけが必要です。そこで、ESGエンゲージメント・議決権行使チームは、以下に示すようにエンゲージメント活動の全体的な方向性を示す5つの主要テーマを特定しています。



アムンディは、保有する証券の種類にかかわらず、発行体レベルで投資先や投資候補先とのエンゲージメントを実施しています。対象となる発行体の選択は、主に「エンゲージメント・トリガー」と呼ばれる特定のテーマにおいて発行体が抱えるリスク水準に基づいて行われます。また、ベスト・プラクティスを広め、透明性を向上させるためにグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナブルボンド、ファンド、資産担保証券 (ABS) など証券レベルにおいてもエンゲージメントを実施しています。

エンゲージメントは広範な地域にまたがり実施されますが、それぞれ現地の実情を考慮し、グローバルには同じレベルの高い目標を掲げながらも、質問項目や中間の目標であるマイルストーンをその地域に適応させています。このようにしてインパクトあるエンゲージメント活動にすることを目指しています。

5.2.1 エンゲージメントの進捗状況の測定とモニタリング

企業のエンゲージメントの時間軸はアジェンダによって異なりますが、平均的なエンゲージメント期間は約3年です。発行体ごとの具体的なエンゲージメント目標と進捗を追跡するため、社内で独自のエンゲージメント報告ツールが整備されています。そのなかでは、エンゲージメントで設定したテーマに関して、改善状況をみるためのKPIに照らして発行体に与えたフィードバックの内容が記録されており、これらの目標に対する発行体のパフォーマンスの経過がわかります。また、透明性と進捗管理の観点から、進行中のすべてのエンゲージメントの状況がひとつのプラットフォームで運用者と共有されています。また、このデータベースには、ファンドマネージャーや財務アナリストであれば誰でも書き込みが可能です。

エンゲージメントを行うかは、常にその実効性によって決定されます。大組織で果敢に変化を起こしていくことは、多くのストレスと困難を伴い、発行体には不可能とさえ思われるかもしれません。だからこそ、長期的な視野で、その企業が事業を展開する状況や環境を考慮したうえで、さまざまな中間目標を検討し、長期目標を念頭に置きつつも、取り組みに易く、測定可能な短・中期での改善を目指すことが、エンゲージメントを効果的に行うためには不可欠です。

エンゲージメントの具体的な目標に向けた発行体の進捗状況は、マイルストーンで評価されます。アムンディの第一の目標は、ポジティブなインパクトをもたらすことであり、どのようにエンゲージ

投資家として私たちは、強固で持続可能かつ包摂的な低炭素経済への移行を遅滞なく推進するために要求を重ねる一方で現実的でない限りはなりません。気候変動、生物多様性、人権などの主要な持続可能性に関わる課題をきちんと測定し対処することには限界があるのが現状です。アムンディは、サステナビリティを「動く基準」と捉えており、その動向を取り込みながら、エンゲージメント戦略を時間とともに進化させています。

5.2.2 エスカレーション

企業の変革を後押しする、あるいは、すでに良い結果が表れている場合にはこれを継続させるような建設的な対話をアムンディは目指しています。エンゲージメントが失敗した場合や発行体の改善計画が不十分と思われる場合、投資除外の可能性を含めてエスカレーションを実施します⁵²。特に順番はありませんが、エスカ

レーションには、ひとつ又は複数のESG基準における評価の引き下げ、年次株主総会での質問、議決権行使における経営陣への反対、公式声明、ESGレーティングへの上限設定、そして、問題が重大な場合には最終手段として投資除外が含まれます。

52 除外方針の適用範囲の詳細については、補足情報9.1をご参照ください。

議決権行使によるエスカレーション: 気候変動や生物多様性を
含む自然資本の保全、持続可能性に関わる社会的課題やその
ほかの要因やリスク、深刻な争点を抱える事案(コントラバシー)、
国連グローバル・コンパクト原則⁵³違反などの重大な問題を抱える
発行体の株式を保有している場合、あるいは、サステナビリティに
関するエンゲージメントで回答が得られない場合、アムンディ
は、議決権行使において、取締役会や経営陣による監督・執行に
対して、あるいは、会長ないし一部取締役の再任に対して反対する
場合があります。

ESGスコアを用いるエスカレーション: エンゲージメントが失敗
すると、その企業を組み入れることに直接的な影響が発生する
場合があります。ESGアナリストはESGスコアを構成する評価

基準のなかで、エンゲージメント課題に関わる基準の評価を引き
下げる場合があり、その問題が重大であれば、総合ESGスコアが
引き下げられることもあります。アムンディは、アクティブ運用の
オープンエンド型ファンドの投資プロセスにESG評価基準を組み
込んでおり、財務面での目標に加え、ポートフォリオの平均ESG
スコアがその運用の投資ユニバースの平均ESGスコアを上回る
ことを目標としています。そのため、ESGスコアの引き下げられた
場合、その発行体に投資できる余地が減る可能性があります。

5.3 議決権行使

運用責任を果たすうえで議決権行使は重要な役割のひとつで
あるとアムンディは捉えています。議決権行使は、顧客の資産価値
を高めるための取り組みで基本的な役割を果たします。投資先
企業のそれぞれが、経営戦略や財務パフォーマンス、リスク管理、
資本政策、環境や社会的課題への対応などのマネジメントを有効
に行い長期的な価値創造を行ううえで、しっかりとしたコーポ
レート・ガバナンスはその土台となるのです。

アムンディは、自社がマネジメント会社を務めるファンドや機関
投資家顧客から議決権を委ねられた一任運用において保有する
株式に関して議決権を行使しています。

アムンディの議決権行使方針は、世界で適用され遵守されるべき
ガバナンスの基本原則と株主の権利をもとに共通の基準として
設定されています。議決権行使方針は、前年の活動から得られた
学びを踏まえ、規制の改正や市場の動向、世界的に取り入れられた
ベストプラクティスを考慮し毎年見直されます。

議決権行使方針は、アムンディのウェブサイトで公開されています。



53 <https://unglobalcompact.org/>

6.投資プロセスへのサステナビリティ統合

6.1 基本的な考え

運用戦略で持続可能性を踏まえて判断を行うことは長期的な運用成果の重要な要素であるという考えのもとで、アムンディは、受託者責任の一環として定めた本責任投資方針を実践し、顧客から信頼されるパートナーとしてサービスを行っています。アムンディは、顧客がサステナビリティに関して望む条件を踏まえつつ、業界をリードする運用とともに顧客の投資ニーズや属性に照らして最適と考えられるサービスやアドバイスを提供しています。

アムンディは投資家の具体的なニーズやサステナビリティへの考え方に対応する包括的で多様なサービスを提供しています。アクティブ、パッシブ、実物資産、ストラクチャード・ソリューション、オルタナ

ティブなど、あらゆるタイプの運用をカバーし、あらゆる地域でさまざまな法的スキームを通じて運用ノウハウを提供しています。これらはオープンエンド型ファンドや専用ファンド、一任運用で提供され、専用ファンドやマニフェストでは顧客に固有なニーズあるいは規制への対応などを踏まえたカスタマイズが可能です。

運用部門のポートフォリオ・マネジャーとアナリストは、発行体のESGスコアやその他の関連する分析・指標にいつでもアクセスが可能です。ポートフォリオ・マネジャーは投資プロセスにおいてサステナビリティ・リスクや持続可能性に関わる要因への悪影響を考慮した判断を行い、アムンディの基本方針を実践しています。

6.2 アクティブ運用

運用戦略に持続可能性を取り入れることが長期的な運用成果を支える要因になるという考えのもと、アクティブ運用のオープンエンド型ファンドでは、サステナビリティ・リスクや持続可能性に関わる要因への悪影響をコントロールする一方、適切なコーポレート・ガバナンスを実践しない発行体への投資を行わないための明確な条件が設定されています。また、サステナビリティ・リスクのコントロールや持続可能性のインテグレーションによりフォーカスするプロダクトや、サステナビリティ関連で追加的な運用目標を設けるプロダクトも多数あります。

規制上の要件を遵守し最も高い透明性の基準を満たすことで、顧客が投資目的やサステナビリティに対する考えに最も適した

商品を見つけることができるように、アムンディは提供するプロダクトを4つの主要な商品カテゴリーに分類しています。

- **スタンダード**:アムンディの除外ポリシーおよび実施最低基準に準拠し、すべての経済活動を対象に投資するファンドで、ポートフォリオのESGスコアが投資ユニバースよりも高い「レーティング・アップグレード」⁵⁴を適用
- **セレクト**:アムンディの除外ポリシーおよび実施最低基準に準拠し、より厳しい「レーティング・アップグレード」⁵⁵を適用、あるいは、投資ユニバースの厳選⁵⁶などを通じて、持続可能性をより重視する手法を適用するファンド⁵⁷

54 または、投資プロセスの制約条件としてESGレーティング/スコアを用いるそのほかの統合手法

55 運用プロダクトのポートフォリオ平均ESGスコアないしそのほかの非財務スコアが、少なくとも下位20%を取り除いた投資対象ユニバースのスコアと比較して、これを上回ること

56 投資対象ユニバースを絞り込み、少なくとも20%削減すること

57 フランス金融市場庁AMF (Autorité des marchés financiers) が定義するエンゲージメントを非常に重視する手法

- レスポンシブル：アムンディの除外ポリシーおよび実施最低基準に加え、環境負荷が大きいエネルギー源の使用削減を進めるための一定の経済活動を除外⁵⁸したうえで、より厳しい「レーティング・アップグレード」や投資ユニバースの限定、ないしは、証券や発行体レベルでの具体的な特性で定義されるサステナブルな投資ユニバースで投資を行うファンド

- クライメート：パリ協定に適合する温室効果ガスの排出削減、ないしは、気候変動の影響に耐性をそなえる成長をサポートすることを目的とし、カーボン・フットプリントの削減、あるいは気候変動対策にポジティブな寄与をすること目的とするファンド

投資対象： すべての経済活動	
スタンダード	セレクト
全セクターに投資 ESG基準適用	全セクターに投資 ESGベストプラクティス促進
すべての経済活動に投資可能、アムンディの除外方針と実施最低基準に準拠、投資対象ユニバースを上回るポートフォリオのESGスコアを維持。	すべての経済活動に投資可能、アムンディの除外方針と実施最低基準に準拠、ポートフォリオで維持すべきESGスコアへのより厳しい条件、ないしは、投資ユニバースの厳選、そのほかの厳密な手法の適用

投資対象： 化石燃料に関する制約を適用*	
レスポンシブル	クライメート
より持続可能な 経済に向けた投資	気候変動に 立ち向かう投資
ESGでの取り組みが優れた企業への投資 自然資本の保全、社会的事業による雇用機会創出など持続可能な経済の実現につながるプロジェクトないし企業への投資	ポートフォリオのカーボン・フットプリントを削減、および/または、カーボン・ニュートラルに向けた明確な経路を示す企業への投資 再生可能エネルギー・プロジェクト、電気自動車メーカー等への投資

*欧州証券市場監督気候ESMAは「ファンド・ネーミング・ルール」において、Climate Transition Benchmark (CTB) で適用する条件としてEU委任法令2020/1818の第12.1条(a)から(c)の記述をParis Aligned Benchmark (PAB) に適用する条件については、同規則第12.1条(a)から(e)の記述のみを参照。同規則第12.2条および第12.3条は、ESMAがファンドの名称に関し行う除外項目を構成しない。

6.3 責任ある外部マネジャー選定

アムンディが資産運用をアムンディ・グループ外の投資運用会社に委託する場合、通常の投資デューデリジェンスの一環として2段階の精査を実施しています。運用会社のレベルで実施するオペレーショナル・デューデリジェンス(ODD)と、ODD通過後に行う、対象の投資プロセスについて実施する投資デューデリジェンス(IDD)です。ESGに関する外部からの評価はIDDの一環として用いられます。

アムンディが外部のファンド・マネジャーに資産運用を委託する場合、アムンディの評価基準と除外方針が遵守されるよう除外対象となる発行体リストを毎月送付しています。ただし、アムンディがファンド・ホスティングのサービスだけを行う場合には「除外リスト」は適用されません⁵⁹。

58 EU委任法令 2020/1818第12条(1)(a)から(e)に定義されるパリ協定整合ベンチマーク(Paris Aligned Benchmark)の除外項目
59 除外方針の適用範囲の詳細については、補足情報9.1をご参照ください。

6.4 責任ある外部ファンド選定

アムンディ・グループ以外の責任投資ファンドを選定する場合、ODDとIDDの両方が実施されます。ESGに関する外部評価はIDDの一環として用いられます。まず、運用会社レベルで除外方針や責任投資実施手法(ベスト・イン・クラス、ESGインテグレーション、インパクト、議決権行使方針、エンゲージメント方針)を含め責任投資に対する考え方をみたのち、プロダクト・レベルでの

評価(=ラベル認証、SFDRやEUタクソノミーに照らした属性、PAI=サステナビリティに有害な影響を与える事象の開示、GHG排出量および報告等に関して)を定性的に行います。つぎに、定性評価との整合性を評価するために社内のESG評価手法とスコアを用いてポートフォリオの保有銘柄から定量的にESGスコアの算出し分析を行います。

6.5 リスク管理

ESG評価基準は、アムンディの内部統制に組み込まれており、運用チームが自ら行う第一段階のコントロールとリスク管理部門による第二段階のコントロールに分かれています。

リスク管理チームは、アムンディ・グループの運用者と同じ装備と手続きを用いて、対象となる全範囲であらゆる運用ルールに関するモニターを行うのと同様に、非財務属性(ESGルール)をモニターリングします。ESGルールには、法令上の制約、顧客要請、アムンディによる除外ルール、ポートフォリオに関して具体的に契約書面に

記載される投資対象の適格基準や運用管理ルールなどが含まれます。これらのルールに関するコンプライアンス管理は、社内のコンプライアンス・ツール上の次の仕組みを通じて自動化されています。

- 特に除外方針に関わる場合、取引前の注意喚起と取引禁止警告
- 取引後の警告：ルール抵触の可能性をファンド・マネジャーに通知、違反状態の解消を要求

7. 情報開示

7.1 ファンド認証制度と情報開示

ファンド認証制度(ラベル)

アムンディは、各地域で個人投資家や販売会社、そのほか特定投資家、一般投資家のニーズにあったプロダクトを提供しています。責任投資ソリューションには、各国でラベルを取得=認証を受けた一連のプロダクトがあります。以下は、その例です。

- SRI, Greenfin, FAIR [旧Finansol] (フランス)
- FNG (ドイツ)
- Towards Sustainability [旧Febelfin] (ベルギー)
- LuxFlag (ルクセンブルグ)
- Austrian Ecolabel (オーストリア)

ファンドレベルでの情報開示

アムンディは顧客とのコミュニケーションにおいて、常に透明性を保ち、オープンであることを重視しています。責任投資に対する考え方や方針にはじまり、特定事項に関する報告に至る包括的な情報を顧客に開示しているのはその一例です。さらに、顧客のニーズに合わせて、標準的なESGレポートとカスタマイズしたESGレポートのいずれも提供が可能です。

アムンディは責任投資を行うオープンエンド・ファンドでESGレポートを毎月発行することを目標としています。これらのレポートには、ポートフォリオのESGレーティングとベンチマーク・インデックスや投資ユニバースとの比較、ポートフォリオで投資する発行体のESGパフォーマンスに関するコメントなどが含まれて

います。また、アムンディは欧州における情報開示のルールに従っています。このルールは、AFG、FIR、EUROSIF⁶⁰によって策定・承認されたもので、資産運用会社が顧客に対して、責任投資ポートフォリオ運用に関して正確で分かり易い情報を提供することを求めています。

また、気候変動や社会的連帯をテーマとするファンドについては、正確なインパクト・モニタリングを確実にを行うために専用のレポートを作成しています。さらに、投資家に対する開示を強化するため、アムンディは定期的に包括的なコメントを掲載したレポートを機関投資家の顧客に送付しています。

資産運用会社レベルでの情報開示

アムンディは、企業としての責任投資活動に関し年次で報告しています。

- 「ステewardシップ・レポート」
- 「議決権行使報告書」(追加情報としてオンラインでアクセス可能な議決権行使記録)
- 「エンゲージメント・レポート」
- 「気候変動・サステナビリティ報告書」

同時に、アムンディでは従業員、提携する販売ネットワークのファイナンシャル・アドバイザー、また、要望に応じ顧客に対して、責任投資に関する研修を実施しています。

7.2 EUでの関連法令に基づく開示

サステナビリティ開示規則(EU) 2019/2088(SFDR) および持続可能な投資を促進するための枠組みに関する規則(EU) 2020/852(タクソノミー規則)への対応状況については、アムンディのウェブサイト(<https://about.amundi.com/esg-documentation>)にてアクセス可能なSustainability Finance Disclosure Statementをご参照ください。

プロダクト・レベルのサステナビリティ関連開示については、アムンディの関連ウェブサイトまたは目論見書をご参照ください。

60 AFG=Association française de la gestion financière フランス資産運用業協会、FIR=Forum pour l'Investissement Responsable責任投資フォーラム、EUROSIF=European Sustainable Investment Forum 欧州持続可能投資フォーラム。

8. 資産運用業界の発展に向けて

8.1 業界市場団体への積極的な参加

アムンディは、責任ある金融、持続可能な開発、コーポレート・ガバナンスの発展を目的とした市場団体が主導する実務者グループに積極的に参加しています。

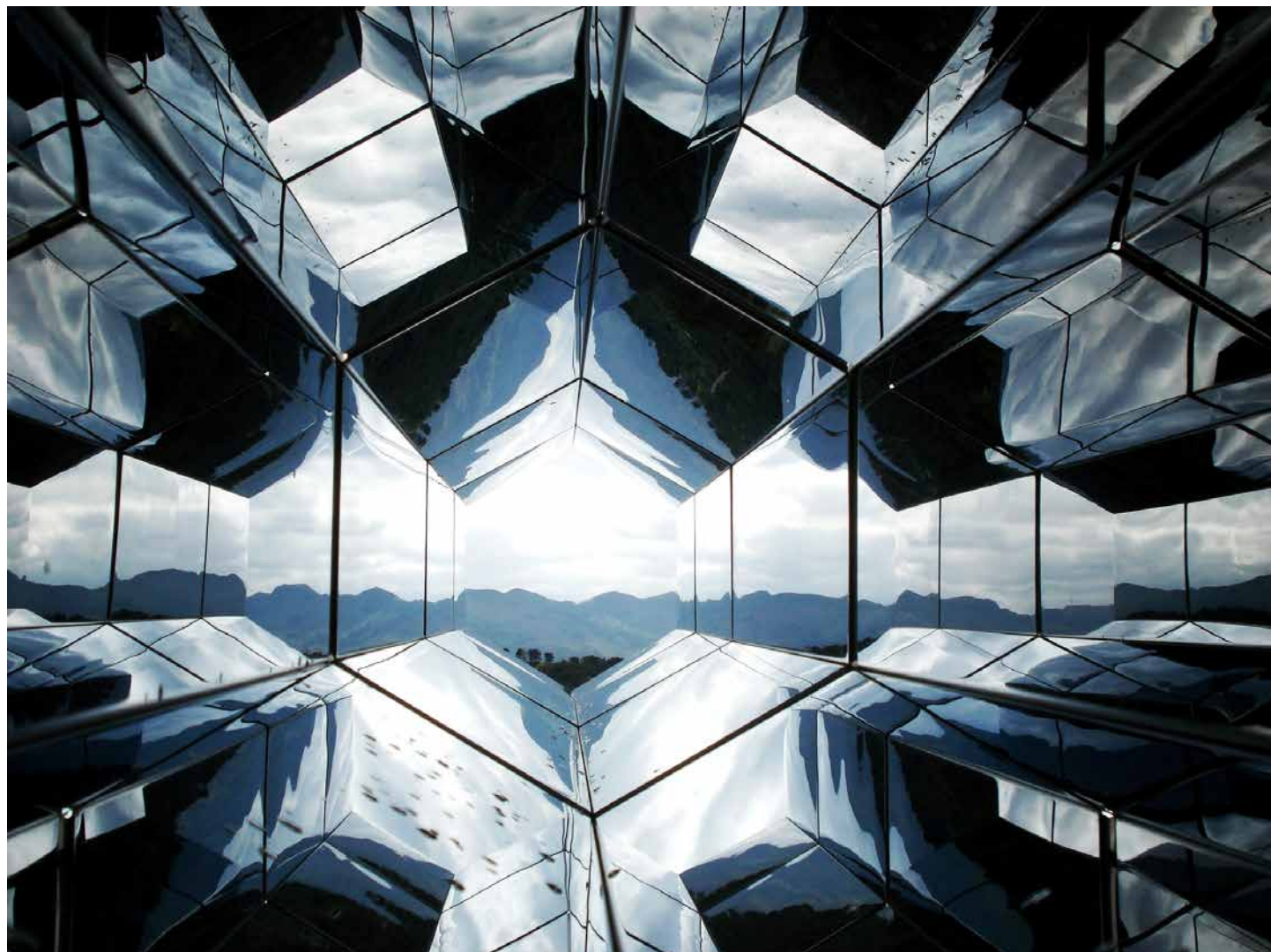
下表は、アムンディが遵守している原則、アムンディが署名した声明、アムンディが参加している市場団体の一覧です。

責任投資全般	- United Nations Global Compact (UNGC)	2003
	- Principles for Responsible Investment (PRI)	2006
	- Spain Sustainable Investment Forum (SPAINSIF)	2009
	- Forum pour l'Investissement Responsable (French SIF)	2010
	- Association française de la gestion financière (AFG)	2010
	- Observatoire de l'Immobilier Durable (OID)	2012
	- European Fund and Asset Management Association (EFAMA)	2013
	- Swiss Sustainable Finance Association (SSF)	2016
	- Institut de la Finance Durable (IFD ex-Finance for Tomorrow)	2017
	- International Capital Market Association (ICMA)	2017
	- One Planet Summit Sovereign Wealth Fund Asset Managers (OPAM)	2019
	- Operating Principles for Impact Management (OPIIM)	2019
	- Association française des Sociétés de Placement Immobilier (ASPIM)	2020
	- Italian Sustainable Investment Forum (ITASIF)	2020
	- UK Stewardship Code	2021
	- World Benchmarking Alliance (WBA)	2021
	- France Invest	2021
	- Sweden's Forum for Sustainable Investments (SWESIF)	2021
	- Global Investors for Sustainable Development Alliance (GISD)	2022
	- China-Singapore Green Finance Taskforce (GISD)	2023
- Global Impact Investment Network (GIIN)	2023	
- Responsible Investment Association (RIA)	2023	
- European Sustainable Investment Forum (EUROSIF)	2023	
- Capacity-building Alliance of Sustainable Investment (CASI)	2024	
- Singapore Sustainable Finance Association (SSFA)	2024	
- London Coalition on Sustainable Sovereign Debt (LC)	2025	
環境	- Institutional Investors Group on Climate Change (IIGCC)	2003
	- Disclosure Insight Action (CDP)	2004
	- Science-Based Targets initiative (SBTi)	2016
	- Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD)	2017
	- Climate Action 100+ (CA 100+)	2017
	- CDP Non-Disclosure Campaign	2017
	- Net Zero Asset Managers (NZAM)	2021
	- Powering Past Coal Alliance (PPCA)	2021
	- Finance for Biodiversity	2021
	- Asia Investor Group On Climate Change (AIGCC)	2021
- Nature Action 100 (NA 100)	2023	
社会	- Workforce Disclosure Initiative (WDI)	2017
	- Platform Living Wage Financials (PLWF)	2018
	- Tobacco-Free Finance Pledge	2020
	- The 30% Club France Investor Group	2021
	- The 30% Club Japan Investor Group	2022
- The 30% Club Germany Investor Group	2023	
コーポレート・ガバナンス	- International Corporate Governance Network (ICGN)	2013
	- Council of Institutional Investors (CII)	2022

8.2 学界との連携

Amundiは学術研究を積極的に支援しており、とりわけグリーンファイナンス分野において、大学寄附講座などの複数の提携を行っています。

- 地球規模の変化に関する科学と政策のMIT共同プログラムへの支援。人間社会と地球システムの相互作用を研究し、将来の食料、水、エネルギー、気候、空気質、人間の健康などに関する重要課題への対応を意思決定者に提供するための基盤となる研究。複雑に相互関連しながら進化する地球規模システムの相互作用を、実行可能な科学的分析によって解明し、持続可能で繁栄する世界の実現に貢献することを使命とするプログラム
- AFG(フランス資産運用協会)の支援のもと、エコール・ポリテクニークおよびトゥールーズの産業経済研究所(IDEI)が運営する2007年に設立された「サステナブル・ファイナンスおよび責任投資」に関する学術寄附講座
- Crédit Agricole Languedoc、Amundi Investment Institute、Montpellier Business School、環境経済センター(モンペリエ大学・CNRS・INRAE・SUPAGRO)およびモンペリエ大学との共同研究。個人投資家の社会的責任投資に対する選好と、サステナブルファイナンス商品の関心を高めるために有効な手法・介入策の解明を目的とする研究



9. 補足情報

9.1 除外方針の適用範囲⁶¹

表1: 資産クラス別適用範囲⁶²

資産クラス		対人地雷と クラスター爆弾	化学・ 生物兵器	国連 グローバル・ コンパクト原則	核兵器	タバコ	一般炭	非在来型 化石燃料
アクティブファンド	オープンエンドファンド	適用						
パッシブファンド	非ESG ETF/ インデックスファンド ⁶³	適用	適用外					
	ESG ETF/ インデックス・ファンド ⁶⁴	適用						
フォーミュラ・ ファンド	ESGフォーミュラ・ ファンド ^{65 66}	適用						
	非ESGフォーミュラ・ ファンド	適用	適用外					
バイ&ウォッチファンド		適用	ファンドの設定日時時点で有効な除外方針を適用					
マルチ・ マネジメント	ファンド・オブ・ファンズ ([ラッパー])、 外部ファンド	「責任ある外部ファンド選定」参照						
	アムンディ・グループの ファンド	投資対象ファンドにおける除外方針の適用						
ファンド ホスティング ⁶⁷	アムンディがファンドを 取り扱う場合	適用						
	アムンディはファンドを 取り扱わない場合	適用	個別に対応 ⁶⁸					
サブ・ アドバイザー	「ファンドチャネル」を通じて 提供されるファンド	適用						

61 部分適用、あるいは、適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、2ページの「目的および範囲」をご参照ください。ESGインテグレーションに関する全ての情報はファンドの募集要項で確認いただけます。Mahoux法(ベルギー)における劣化ウラン弾のように現地の法令に従い追加的に除外が実施される場合があります。

62 新規のマンデートや専用ファンドの場合、アムンディの除外方針と実施最低基準は、顧客からの別段の要請が無い限り、契約前書面に従って実施・適用されます。

63 非ESGインデックスファンドについて: パッシブ運用において可能な限りインデックスを複製することは、受託者としての責任であり、また、契約上の義務でもあります。ポートフォリオ・マネジャーは、複製対象であるインデックスに従うエクスポーージャーを組成し契約上の義務を履行します。そのため、非ESGインデックスに追隨するETFおよびファンドでは、法令の要請に拠る以外のルールに基づく投資除外は行われません。

64 各インデックスは指数提供会社がそれぞれに持つESGデータに基づき定義・算定されます。そのため、アムンディのグローバルESGレーティングと比較した場合、評価が一致しない場合があります。なお、シンセティックESGETFの場合、運用するバスケットを構成する証券には全てアムンディの除外方針が適応されています。

65 ESGフォーミュラファンド(インデックス・レプリケーション)の場合、指数提供各社が独自のESGデータに基づき原指数を定義・産出するため、アムンディのグローバルESGレーティングと比較して評価が一致しない場合があります。

66 ESGシンセティック・フォーミュラ・ファンドについては、運用するバスケットを構成する証券には全てアムンディの除外方針が適応されています。

67 外部マネジャー向けに提供するファンド設定・管理サービス

68 除外の適用は、現地の法域、現地のAmundi拠点、ならびに運用会社の除外方針に応じて決定されます。

表2:投資対象別の除外ポリシーの適用範囲⁶⁹

対象	対人地雷および クラスター爆弾	化学・生物兵器	国連グローバル・ コンパクト原則	核兵器	タバコ	一般炭	非在来型化石燃料
株式	適用						
直接保有有価証券	適用						
個別銘柄のデリバティブ	適用						
指数デリバティブ	適用外						
担保証券	適用						
	有価証券貸借取引や店頭取引で受け入れた有価証券、ならびに、相手方の現金と引き換えに行うレポ取引も含まれます。アムンディのESG評価がGである発行体の証券が差し入れられた場合、当該証券は取引相手に返却されます。						
転換社債	適用						
現金商品	適用						

69 部分適用、あるいは、適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、2ページの「目的および範囲」をご参照ください。ESGインテグレーションに関する全ての情報はファンドの募集要項で確認いただけます。

表3: テーマ別除外ポリシーの適用範囲⁷⁰

以下に概要を示す投資除外のルールおよび対象は適用の最低基準であり、対象となる地域や国の法令順守のために調整されることがあります。

カテゴリー	サブカテゴリー	除外範囲	実施最低基準
兵器	対人地雷・クラスター爆弾 ⁷¹	製造、販売、保管、サービスに関わる発行体	売上1ユーロ以上
	化学・生物兵器 ⁷²	製造、販売、保管に関わる発行体	売上1ユーロ以上
	核兵器	核兵器不拡散条約非加盟国、ないしは、核兵器不拡散条約加盟国であってNATO非加盟国において、核兵器の製造、販売、保管に関わる発行体	売上1ユーロ以上
国連グローバル・コンパクト原則		グローバル・コンパクトの10原則のうちいずれかの項目で重大な違反を繰り返し、信頼に足る是正措置が取られていない発行体	
一般炭 ⁷³	開発業者	建設中の許可済み石炭プロジェクトに関与する鉱業、公益事業、輸送インフラ企業	アクティブ運用戦略
	採掘事業者	一般炭採掘の売上高比率が高い企業	売上高の20%以上
		一般炭の採掘を行う企業	年間70メガトン以上
	一般炭から段階的な撤退を適切なペースで進めることが難しいと判断される場合	総収入の相当な割合を一般炭採掘と石炭火力発電から得ている企業 移行計画が不十分であり、石炭火力発電と一般炭採掘からの売上がある企業	総収入の50%以上 総収入の20%以上50%未満
石油・ガス・消費型燃料	非在来型化石燃料	石油・ガス(シェールオイル、シェールガス、オイルサンド)の探鉱・生産に関連する企業	売上高の30%以上
		デューデリジェンスの結果、発行体が信頼できる是正策を講じないまま、操業に伴う炭素強度の削減軌道を大きく外れていると判断される企業	方針適用時点において、操業に伴う炭素強度 ⁷⁴ が、IEAのNZEシナリオが想定する2030年までに世界平均を直線的に50%削減するペースに達していない場合
タバコ	紙巻タバコ・メーカーを含む、最終製品としてのタバコを製造する企業		売上高の5%以上
制裁対象国	欧州連合(EU)の制裁リストに掲載され、資産凍結を含む制裁措置が取られ、参照する制裁指数が最高レベルであるの国(米国とEUの制裁措置の両方を考慮)		ESGレーティング委員会による正式なレビューと承認後

70 部分適用、あるいは、適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、2ページの「目的および範囲」をご参照ください。ESGインテグレーションに関する全ての情報はファンドの募集要項で確認いただけます。

71 オスロ条約(2008年12月3日)、それぞれ164カ国、103カ国が批准(含むEU加盟国、除く米国、2018年7月時点)

72 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(1993年1月13日)及び細菌(生物)兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約(1972年3月26日)

73 除外基準に該当する投資先の石炭関連企業に対して撤退計画策定を求めるエンゲージメントを実施。OECD構成国で2030年、それ以外は2040年までの撤退という時間軸を守れないことが判明した場合には、エスカレーションを実行します。

74 事業の上流部門のスコープ1および2の排出量

9.2 除外方針の適用実施

見直し・改定

本方針に定める「除外方針および実施最低基準」は定期的に見直され、必要に応じて改定されます。内容が変更された場合は、グローバル責任投資方針で定める時点から、新たな基準とそれに伴うスクリーニングを適用します。

新たな基準に照らして既存保有資産の売却が必要となる場合には、社内のグローバル・リスク管理フレームワークに従って対応します。実務上は、顧客の利益にかなうと判断され、かつ適用法令に反しない限り、対象となるアカウントないし商品に含まれる一部の資産を一定期間保有し続けることがあります。ただし、その保有残高を増やすことはできません。

顧客による適用除外の選択

既存のセパレート・アカウント(マンドートまたは専用ファンド)については、顧客が適用除外を選択できます。この場合、「除外方針および実施最低基準」は適用されません。

ファンド・オブ・ファンドおよびデリバティブ

目論見書等の定めにより、投資対象がファンドの場合⁷⁵や指数連動デリバティブに投資する場合、対象ファンドや指数で採用される除外基準が、投資を行う側のファンドとは異なる場合があります。その結果、「除外方針および実施最低基準」が保有を禁止する証券を間接的に保有する可能性があります。

プライベート・アセット

プライベート・アセットについては、投資実行前に「除外方針および実施最低基準」を適用します (Amundi Alternative and Real Assets Responsible Investment Charter⁷⁶参照)。投資後に投資対象が「除外方針および実施最低基準」に適合しないと判断された場合でも、当該投資は原則として満期までポートフォリオ内で保有されることがあります。

投資制限対象の判定

対象となるアカウントや商品のポートフォリオにおける取引が、「除外方針および実施最低基準」に適合するよう、運用管理システム上で判定を行い、同方針に反するとされる企業への投資が未然に防がれています。

投資対象の発行体ないし関連する証券が「除外方針および実施最低基準」に該当すると判断された場合、対象ポートフォリオについて社内のグローバル・リスク管理フレームワークに定める手続を適用します。

75 補足情報9.1の表1を参照ください。

76 <https://about.amundi.com/documentation-esg>

9.3 ESG評価基準とウェイト付け

ESG評価基準

環境	社会	ガバナンス
GHG排出とエネルギー効率 ●	職場の安全衛生管理 ●	取締役会の構成 ●
グリーンビジネス ●	人的資本管理・労働慣行 ●	監査と内部統制 ●
クリーン・エネルギー ○	労使関係 ●	役員報酬 ●
グリーン・カー ○	サプライチェーンでの人権・労務管理 ●	株主権の保護 ●
グリーンケミストリー ○	製品・顧客への責任 ●	企業倫理 ●
持続可能な建設 ○	製品開発過程での生命倫理 ○	税務慣行 ○
責任ある森林資源管理 ○	責任あるマーケティング ○	ESG統合経営 ●
紙リサイクル ○	健康志向の製品 ○	
グリーン投融資 ○	タバコに関連するリスク ○	
グリーン保険 ○	車輛の安全性 ○	
水資源管理 ●	乗客の安全 ○	
生物多様性・環境汚染 ●	責任あるメディア ○	
包装・エコデザイン ○	データ・セキュリティ、プライバシー ○	
サプライチェーンでの環境配慮 ●	地域社会への貢献と人権 ●	
	デジタルデバイド ○	
	医療へのアクセス ○	
	金融サービスへのアクセス ○	

● : 全セクター共通基準 17項目
○ : セクター別基準 21項目

セクター毎のウエイト付け

	エネルギー	素材	資本財サービス	一般消費財サービス	生活必需品	ヘルスケア	金融	情報技術	電気通信サービス	公益事業	不動産	SSA (国際機関、地方自治体、政府機関)
環境												
GHG排出・エネルギー効率	10-20%	5-25%	5-30%	0-10%	0-10%	0-15%	0-10%	10-20%	0-15%	5-15%	5-10%	0-10%
グリーンビジネス*	5-10%	0-25%	0-15%	0-25%	-	-	0-35%	-	-	0-15%	30-35%	15-20%
水資源管理	0-10%	5-15%	0-10%	0-10%	0-15%	0-10%	-	0-15%	0-10%	5-20%	-	-
生物多様性・環境汚染*	10-20%	5-20%	5-20%	5-20%	5-25%	5-15%	0-10%	0-10%	0-10%	5-15%	0-10%	-
サプライチェーンでの環境配慮	0-5%	0-5%	0-10%	0-10%	0-10%	0-5%	-	0-10%	-	0-5%	-	-
社会												
職場の安全衛生管理	5-15%	0-10%	5-15%	0-5%	0-5%	0-10%	-	-	-	5-15%	-	0-5%
人的資本管理・労働慣行	0-10%	0-15%	5-20%	5-15%	0-15%	5-15%	0-10%	5-30%	15-25%	0-5%	5-10%	0-10%
労働関係	0-5%	0-10%	0-10%	0-5%	0-5%	0-5%	-	-	-	0-5%	-	0-5%
サプライチェーンでの人権労務管理	0-5%	0-5%	0-10%	0-10%	0-5%	0-5%	0-15%	0-10%	0-10%	0-5%	5-10%	-
製品・顧客への責任*	-	0-10%	0-10%	5-15%	10-20%	5-25%	0-30%	5-30%	20-35%	0-5%	5-10%	15-20%
地域社会への貢献と人権*	0-15%	0-15%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	5-15%	0-10%	-
ガバナンス												
取締役会の構成	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%
監査と内部統制	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%	5-10%
役員報酬	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%	0-10%
株主権の保護	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	-
企業倫理*	10-20%	5-15%	5-20%	5-10%	5-15%	5-20%	5-20%	5-15%	0-10%	10-15%	5-15%	15-20%
ESG統合経営	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%	0-5%

*セクター別基準については「ESG評価基準」の表を参照

9.4 トランジション・スコア算出手法

アムンディは、気候目標に関する企業の取り組みと実績を評価する独自のトランジション(移行)スコアを開発いたしました。

適用対象

本スコアは、移行において重要な役割を担う企業のみにも適用されます。対象となるのは次の発行体です。

- MSCIセクター分類で定義した高排出セクターに属する発行体、または
- スコープ1、スコープ2、およびスコープ3(上流)からなる排出原単位が、**売上1百万ユーロあたり400トンCO₂e相当⁷⁷**を超える発行体

評価

発行体は、以下の3つの主要な側面から評価されます：

- **炭素排出量が多い活動への関与**：国際エネルギー機関(IEA)のネットゼロシナリオ⁷⁸で定義される、地球規模の気候目標と相容れない活動(ブラウンな活動)への発行体の関与の度合いを評価します。石炭および非在来型石油・ガスの採掘等の活動が含まれ、収益に占める割合に基づきます。
- **整合性**：発行体の炭素排出量推移がネットゼロシナリオで求められる経路とどの程度整合しているかを評価します。これには温室効果ガス直接排出原単位の推移に加え、炭素削減目標の堅牢性、特にSBTi(科学に基づく目標設定イニシアチブ)により認証されたコミットメントが含まれます。
- **「グリーン」事業**：エネルギー効率の向上、グリーンな生産プロセス、再生可能エネルギーの導入、炭素回収、その他の排出削減活動を通じて、発行体が低炭素経済への移行を進めるソリューションの提供にどの程度関与しているかを評価します。これは、EUタクソノミーに沿った収益の割合、または「グリーンシェア」データとして特定された収益の割合に基づきます。

アムンディは、これら3つの側面から発行体进行评估するため、業種別を含む一連の基準と閾値を定義しております。評価には、第三者プロバイダーからの原データと自社のESGアナリストが行った分析結果を活用しております。

分類

3つの側面における評価に基づき、発行体は大きく以下の3つにグループ分けされます。：

- **未対応**：ブラウンな活動への顕著な関与、または、温室効果ガス直接排出原単位の増加が見られる発行体
- **改善中**：直接温室効果ガス排出原単位の削減を開始、または、少なくともSBTiを通じて炭素削減目標設定を表明(またはその両方)している発行体
- **先進的**：信頼性が高く野心的な移行計画を有する発行体、または、事業活動の大半が低炭素ソリューションの提供である発行体

これらの大分類の下に6つのサブカテゴリーが設けられています。各サブカテゴリーには1から100までの**定量的な移行スコア**が割り当てられており、100が「先進的」に相当します。ポートフォリオレベルのトランジション・スコアは発行体のスコアを時価総額で加重平均して算出されます。

77 二酸化炭素(CO₂)に換算した(e)トン数。

78 国際エネルギー機関(2021年)Net Zero by 2050: A Roadmap for the Global Energy Sector

9.5 ESGインテグレーションにおける長年の実績

2010年 経営戦略の柱の一つとして社会的責任にコミットすることを決定し、運用方針に財務基準のみならず持続可能な成長基準と社会的責任基準を組み入れ

2011年 組織効率化とSRI分野の発展促進のため、機関投資家運用部門に子会社IDEAMを統合

2013年 SRIのアプローチにつき仏規格協会AFNORの認証を資産運用会社として初めて取得。この認証は、広く知られる独立機関が、顧客資産の運用に対する真摯な取組姿勢を意思決定過程、専門性、データの追跡可能性、情報量、対応力等について証明し、またオペレーションが社内の管理プロセスのもとで執行されている点を確認するもの

2014年 投資先企業に改善を促す一環として最初のエンゲージメント・レポートを発刊

2015年 WeConvene ExtelとUKSIF (英国サステナブル投資金融協会) のSRI・サステナビリティ調査において、SRI/ESGの資産運用会社部門で第1位獲得

エネルギー/環境移行へのファイナンスを積極化。主なグリーンボンド・イニシアチブへの参加とパリ・グリーンボンド・ステートメントへの署名、グリーンボンドに特化したファンドの立ち上げ

2016年 仏経済財務省が創設したSRIラベルの認定を4ファンドで資産運用会社として初めて取得。同制度、投資家のなかでも特にSRIに高い関心を示しつつある個人に対して、SRIファンドが高い透明性の提供を目的とする

Extel/UKSIFのSRI・サステナビリティ調査において、SRI/ESGの資産運用会社部門で再び第1位獲得

2017年 途上国のグリーンボンド市場の発展を促すため、国際金融公社(IFC)と共同で新興国市場を対象とする世界最大のグリーンボンド・ファンド(20億ドル)を立ち上げ

2018年 責任投資へのコミットメントを強化すべく、10月に3か年行動計画を発表=全てのオープンエンド型アクティブ・ファンドにおけるESG方針採用、議決権行使方針へのESG反映、アドバイザリー・サービスの拡大と特定の環境・社会・社会的連帯に向けたイニシアチブ強化等の目標を設定

12月、アムンディ(60%)とEDF(40%)のジョイントベンチャーであるAmundi Energy Transition(AET)は、Dalkia(EDFグループ)とエネルギー移行プロジェクトへのファイナンスに向けて提携契約を締結

子会社CPRアセットマネジメントでの運用や責任投資に特化した多様なETFを通じて、革新的プロダクトを立ち上げ、責任投資ソリューションを拡充

2019年 あらたな投資手法の開発を通じ責任投資方針を積極的に実践。アジアインフラ投資銀行(AIIB)と提携し新興国のインフラストラクチャーにファイナンスをする気候ボンド・ファンドの立ち上げ、欧州のグリーンデット市場において、特に中小企業へのファイナンスを促すことを目指す欧州投資銀行(EIB)との間でグリーン・クレジット・コンティナム・プログラムの立ち上げ

そのほかの取り組みとして、ソブリン・ウェルス・ファンドが気候変動をポートフォリオ・マネジメントに組み入れることを支援するためのワン・プラネット・ソブリンウェルスファンド・アセットマネジャー・イニシアチブへの参加、環境問題について発行体による情報開示の向上を目標とする日本のTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)コンソーシアム・イニシアチブ(経済産業省・金融庁・環境省の支援を受けて設立)への参加

2020年 新興市場におけるグリーン・ボンドにつづき、ソーシャル・ボンドの発展支援を打ち出し、12月初のソーシャル・ボンド戦略を立ち上げ。Euro iSTOXX Ambition Climate PABインデックスを複製するObjectif Climat Actions戦略の立ち上げを発表。これと並行し、ETF部門は責任投資ETFの品揃えを拡充し、株式と債券のESGと気候変動に関連するETFを包括的に提案し、各地域の主要投資家を対象にさまざまなレベルで持続可能性の統合を提案

2021年 ネットゼロ・アセットマネジャー・イニシアチブに参加、2050年またはそれ以前にカーボンニュートラルを達成することを表明、アムンディの変革を加速させる10の主要施策をまとめた「Ambition 2025」計画を発表

2022年 ネットゼロ・アセット・マネジャー・イニシアチブにおける中間目標を発表

2023年 主要資産クラスにおけるアクティブないしパッシブ運用で構成され「ネット・ゼロ・アンビション」ファンドの発売を発表、機関投資家、個人投資家に投資機会を提供

2024年 アムンディ・テクノロジーを通じて、環境・社会的課題に関する技術的分析・意思決定支援ツールであるALTO Sustainabilityを発表、責任投資と持続可能な金融への支援を強化

免責事項

本書類は、米国市民または居住者、ならびに米国証券法1933年のSEC規則Sにおいて定義される「米国人(U.S. Person)」を対象としたものではありません。

本資料は情報提供のみを目的としており、購入の勧誘、投資助言、または商品の販売勧誘を意図するものではありません。本資料は契約書またはいかなる合意事項を表すものでもありません。

本資料に含まれる情報は、特定の投資目的、財務状況、または特定の投資家のニーズを考慮したものではありません。

提供される情報は正確性、網羅性、関連性を保証するものではありません。アムンディは信頼できると考える情報源に基づき作成していますが、予告なく変更される場合があります。情報は特定の時点のデータに基づいており、必然的に不完全であり、変更される可能性があります。

本資料に示されているすべての商標およびロゴは、それぞれの所有者の財産です。
アムンディは、本資料に含まれる情報の使用に起因する直接的または間接的な損害について、一切の責任を負いません。また、本資料に基づくいかなる意思決定や投資についても、アムンディは責任を負いかねます。
投資にはリスクが伴います。過去の実績やそれに基づくシミュレーションは将来の結果を保証するものではなく、将来のパフォーマンスの信頼できる指標でもありません。

本資料に含まれる情報は、アムンディの事前の書面による承諾なしに、第三者またはいかなる国・法域においても複製、改変、翻訳、配布することはできません。これによりアムンディまたはその商品が当該法域での登録義務を負うこととなる場合や、違法とみなされる場合があります。

本ポリシーは公開されており、英語および他言語で発行されています。英語版と他言語版に不一致や相違がある場合は、英語版が優先されます。

本資料は、アムンディが2026年4月時点で正確と判断した情報で構成されています。

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 登録番号：関東財務局長(金商)第350号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会、日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
[5532657]



Trust must be earned